

平成27年12月14日（月曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第2日目）

平成27年第4回松島町議会定例会会議録(第2号)

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 澁谷秀夫君 | 2番 | 赤間幸夫君 |
| 3番 | 櫻井靖君 | 4番 | (欠番) |
| 5番 | 後藤良郎君 | 6番 | 小幡公雄君 |
| 7番 | 高橋幸彦君 | 8番 | 今野章君 |
| 9番 | 太齋雅一君 | 10番 | 色川晴夫君 |
| 11番 | 菅野良雄君 | 12番 | 高橋利典君 |
| 13番 | 阿部幸夫君 | 14番 | 片山正弘君 |

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

| | |
|--|-------|
| 町長 | 櫻井公一君 |
| 副町長 | 熊谷清一君 |
| 総務課長 | 亀井純君 |
| 財務課長 | 舘山滋君 |
| 企画調整課長兼 企画調整班長 兼まちづくり支援班長 兼震災復興対策室長 | 千葉繁雄君 |
| 町民福祉課長 | 阿部利夫君 |
| 健康長寿課長兼 高齢者支援班長 | 本間澄江君 |
| 産業観光課長 | 阿部礼子君 |
| 建設課長 | 中西傳君 |
| 会計管理者兼会計課長 | 安部新也君 |
| 水道事業所長 | 櫻井一夫君 |
| 水道事業所施設班長 | 中條宣之君 |
| 危機管理監兼 環境防災班長 | 赤間隆之君 |

| | |
|------------------|-----------|
| 震災復興対策監 | 小 松 良 一 君 |
| 建設課参事 | 赤 間 春 夫 君 |
| 総務課参事兼 総務管理班長 | 太 田 雄 君 |
| 総務課主査 | 木 村 徹 君 |
| 教 育 長 | 小 池 満 君 |
| 教 育 課 長 | 櫻 井 光 之 君 |
| 教育課参事兼 学校教育班長 | 児 玉 藤 子 君 |
| 選挙管理委員会 事務局 長 | 伊 藤 政 宏 君 |
| 監 査 委 員 | 丹 野 和 男 君 |

事務局職員出席者

事務局 長 佐 藤 進 主 事 阿 部 友 希

議 事 日 程 (第2号)

平成27年12月14日(月曜日) 午前10時 開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 〃 第 2 議案第127号 松島町個人番号の利用に関する条例の制定について
 - 〃 第 3 議案第128号 松島町いじめ防止対策推進条例の制定について
 - 〃 第 4 議案第130号 松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について
 - 〃 第 5 議案第131号 松島町介護保険条例の一部改正について
 - 〃 第 6 議案第132号 新行政不服審査法の第三者機関の事務の委託に関する協議について
 - 〃 第 7 議案第133号 権利の放棄について【学校給食費22件】
 - 〃 第 8 議案第134号 権利の放棄について【奨学金貸付金2件】
 - 〃 第 9 議案第135号 指定管理者の指定について
【松島町運動公園：管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート等施設】
 - 〃 第10 議案第136号 指定管理者の指定について

- 【松島町運動公園：温水プール施設】**
- 〓 第 1 1 議案第 1 3 7 号 工事委託に関する協定の締結について
- 【松島町浄化センター長寿命化改築工事委託】**
- 〓 第 1 2 議案第 1 3 8 号 工事請負契約の締結について
- 【石田沢地区防災まちづくり拠点施設他建設工事】**
- 〓 第 1 3 議案第 1 3 9 号 工事請負契約の締結について
- 【緑松会館避難施設大規模改修工事】**
- 〓 第 1 4 議案第 1 4 0 号 工事請負契約の締結について
- 【磯崎漁港漁具倉庫建設工事】**
- 〓 第 1 5 議案第 1 4 1 号 工事請負契約の締結について
- 【町道磯崎・高城線外避難道路整備工事】**
- 〓 第 1 6 議案第 1 4 2 号 工事請負契約の締結について
- 【町道上竹谷高城線外避難道路整備工事】**
- 〓 第 1 7 議案第 1 4 3 号 工事請負契約の締結について
- 【蛇ヶ崎排水区雨水管渠築造工事】**
- 〓 第 1 8 議案第 1 4 4 号 平成 2 7 年度松島町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 〓 第 1 9 議案第 1 4 5 号 平成 2 7 年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 〓 第 2 0 議案第 1 4 6 号 平成 2 7 年度松島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 〓 第 2 1 議案第 1 4 7 号 平成 2 7 年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 〓 第 2 2 議案第 1 4 8 号 平成 2 7 年度松島町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 〓 第 2 3 議員提案第 6 号 松島町議会会議規則の一部改正について
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（片山正弘君） 皆さん、おはようございます。

平成27年第4回松島町議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせいたします。

松島町磯崎 XXXXXXXXXX ほか1名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（片山正弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、11番菅野良雄議員、12番高橋利典議員を指名します。

日程第2 議案第127号 松島町個人番号の利用に関する条例の制定について

○議長（片山正弘君） 日程第2、議案第127号松島町個人番号の利用に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） おはようございます。127号に対して質問をいたします。

この条例は、来年年明けてからすぐに施行されるということでございます。たびたび新聞・テレビなどで報道されておりますが、相当数の未配布があるということが報じられておりまして、松島町本町についてはどのような状況になっているのか、未配布という部分があるのかどうか、まずお知らせください。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） じゃあ、その件につきましては担当課長から説明させます。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） カードの配布は10月から始まりまして、結果的に10月末まで一応かかりました。その結果、総数的には5,705通送付しているわけなんですけど、戻ってきたものが257でございます。この257につきましては、10月の通知カードを受けるまでに転出された方などもおります。そういったところは、宛てどころなしということで戻ってきたんですが、それはあと76件あります、これは。そういったものについては、これから調査をしてそ

ちらの住所地のほうに配布すると。あと179件あるんですが、これがこれから実態調査をしながら、我々職員が出向きまして179件は調査して歩くと。あと受取拒否になりますが、受取拒否は2件でございます。以上の257件が、今現在実際届いていないという状況でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 257件、そのうち179件はこれから実態調査に入るとことでありますが、戻ったという部分どういったこと、アパートとかそういうところが多いのかなと思いますけれどもね。その割合というのはどのくらいになっているわけですか。一般家庭ということで空き家になっている、アパートが一番多いと思うんですけれども、どうなっていますかね。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 郵便局のほうでも、簡易書留での確認ということで、2回はその場所に行ってもらっているんですね。ただ、あとこの179件になると思うんですが、その中で実際簡易書留の留守のあれを置いてくるんですが、それを持って郵便局に行っていない方もいるとは思いますが。そして、あと実態調査をしないとわからないんですが、確かにそこに住んでいるかどうかというのも、これから確認に入るということになります。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 施行が1月1日からですね。こういうふうになりますと、このようにまだ実態調査にこれから入ると思うんですけれども、施行まで間に合わない、当然時間的に間に合わないかもしれませんね。そういった場合に、この施行の状況によってどう変わっていくのかということが今度問題になってくるのかなと思いますけれども、その辺の考え方はどうなっているんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 極力実態調査をして、極力この通知カードを受け取れるような状況にしていきたいというふうには考えております。それでも、結果的に確認できなかったという通知カードについては、こちらである一定期間保管いたしまして、それから発行元であるそちらのほうにお返し、返納するということになります。あとは、最終的に一時的に廃棄処分というふうなことで、そういう処理をせざるを得ないということになります。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 廃棄処分と、ある一定期間廃棄処分となるということでございますがね、これから何するにしても非常にこれは必ず必要なことになるわけですね。そうすると、廃棄

処分してからあわててその方が、受け取っていない人が来た場合、その辺の対応というのはどのようになるわけですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） これは、廃棄処分した後でもその確認ができた場合には、こちらで再申請をさせていただきまして、すぐその通知カードを受けるように一応方策はとります。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

それじゃあ、松島町はこのくらいの人口で、257件が戻ってきているということなんですけれどもね、非常にほかの自治体とか何かを見ると職員の事務量がものすごくふえていると、これに関して。そういうことに関してこの松島町はどのような、人員足りるんですか。今の状況では、そんな心配することはないよと。今の職員の中で対応できますよと、実態調査も含めて誰かの応援がなければならないというような状況はあるんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 今の現職員で対応させていただきます。そのために、あと臨時職員のほうも配置をしております。実際、来年の個人ナンバーカードの請求をなされた方は、こちら役場に来て手続をします。そのときに対応するために、来年度も一応臨時職員というか、その分で対応していきたいというふうには思っています。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） この番号制度も賛成・反対、いろいろ悲喜こもごも、やはり諸外国ではこういう制度はやっていると、やっていないところもありますけれども。そういう中でメリット・デメリット、いっぱいあるわけですね。アメリカでももう以前からやっているんですけども、ちょっとこのごろトラブルもあるよというような報道があるかに私感じるわけですが、このように、まだ未配布の部分があるということでもありますので、その後の事務処理ですね、それを懇切丁寧に町民の皆さんに「あんたの受け取りが悪い」というようなことじゃなくて、そういうふうに丁寧に処理を行っていただければと思いますけれども、その辺よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 8番今野でございます。

一つは今回のこの条例制定で、松島町個人番号の利用に関する条例ということで制定するわけですが、そのことに基づいてこの説明ですと、健康増進法に基づく健康増進事業以外の検診、それから予防接種法関係以外の予防接種、それから介護業者に対する利用者負担額の助成にかかわる部分、それから社会福祉法人等による介護保険サービスの利用者負担額の軽減に関する事務、または町が独自に実施している利用者負担の助成ということについて、五つの項目挙げてあるわけですが。これは、いろいろシステムの都合上現段階ではできないと、こういうことだろうと思いますが、教育関係も含めて今後どこまで町の業務・事務の中で個人番号の利用促進をしていくのか。その辺の見通しがあれば、お伺いをしたおきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 今、今野議員おっしゃられた五つの業務、これらについては優先してやるということでございまして、これは例えば法律に乗っかってやる事業のほかに関連して直接乗っけておかないと、マイナンバーのメリットが生かせられたとかそういったことで使わせていただくということでございます。

極力今の段階で、独自利用というのを差し控えるように、各課には申し伝えております。なぜかといいますと、私この間まで電算システムのほうを担当させていただいておりましたが、独自利用だと独自にシステム開発をしなければならない。その開発料が、ものすごい高いわけです。ですから、今のところ極力控えてくださいということで、必要最小限でやらせていただくということでございまして、今後そのシステムのほうがパッケージ化といたしまして標準的になってくれば、またその段階で考えるものが出てくると。

例えば、奨学金を借りるに際してのマイナンバーの利用が可能でないとか、いろいろ想定はできるわけですが、今のところまでそこまでは踏み切っていないと。それから、きょうの議案でも出ておりますが、乳幼児の医療費の無料化、これもできればすぐにでもやりたいんですけども、まだそこまで踏み切れていないという状況で、先ほども言いましたがパッケージ化されて、それで近隣の市町もやり始めて、それでメリット・デメリットも我々としては見て、その後に導入、参入というようになると思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりましたけれどもね、言ってみれば「システムをつくっていく、構築していく上でお金がかかるから、当面やらないよ」と、こういうことであって、いずれパッケージ化されて料金も安くなってくればやりますよという、そういう答弁なのかなと思う

んですよ。そうすると、現段階の町の条例の制定なんかの状況も含めて、何件くらいの利用ができるのか。その辺、もしわかれば件数等教えてください。

○議長（片山正弘君） 総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まだ何個の利用ができるとか、何個を想定しているというのは数えておりません。ですから、まだ未知数だということですが、全てこの今回ご提案申し上げました条例の変更、改正後に利用するということになります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） よその自治体や何かをちょっと見てみると、やっぱりかなりの数利用していると、教育関係も含めて利用している。こういう状況も出てきているようなので、今回は我が町では今のところ5件と、こういう内容ですけれども、今後さらに独自利用という方向性が出てくるのかなと、こんな気がするんですね。やっぱり問題なのは、この条例の問題といいますかこのシステムの問題といいますか、いわゆるマイナンバー法の持っている問題ということが非常に私は大きいんだろうなというふうに思うんですが、情報の流出あるいは漏えい、この問題について町としてどういう対策をとるのか。この辺、いろいろなことをやられるんだとは思いますが。

例えばこの資料をいただいた2ページ目の中に、ちょうど真ん中より上のあたりに※で、「(2) (3)の情報連携は、システム間の連携及び媒体等（USBメモリー・CD-ROM等）による授受が該当します」。こういうことで、ラインを通じてだけじゃなくてこういったUSBだとかCD-ROMなどという媒体も含めて、利用促進をしていくということになると、非常に事故が起きやすい状況というのが私は出てくるのかなと、そういうふうに思うんです。こういうものの管理、それからマイナンバーを扱うシステムに携わる人間、これをどういうふうに特定しているのか。その辺、どんなふうに考えているのかお伺いをしておきたいと思うんですが。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、媒体も含めてどう管理するかということでございますが、この間の9月の条例のときも申し上げましたが、企画調整課のほうにスカイシーというシステムがございまして、これで監視ができるということでございまして、監視をさせていただくということであります。企画調整課長とそれから担当と、これを見ながらUSBの管理、CDの管理はできるはずです。

それからシステムに携わる人間ですね、こちらについては人事異動というのも定期的にはあ

るはずですから、これはしっかりとやらなければならないと思っています。最低2人は使えるというかわかるというか、そういった職員の配置をしていかなければならないだろう。現場とそれからシステムの大もとの担当とそういった複数でやらないと、異動というのが今度はなかなかできなくなってしまうというふうなことが出てくると思いますので、その辺は考慮しながら進めていきたいと思っておりました。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 人事も出てきて、人事で異動していくと複数人間が携わっている。異動して、また複数人間が携わっていくと、こういう関係になって、いろいろな意味でアクセスしやすい人がふえるのかどうかですね。そのときは、IDなりパスワードなりが変わることになるのかですね。個人の特定というものをきちんとしておかないと、誰が漏らしたのかというのはまずわからなくなるという問題ありますから、そこら辺についてのシステム上のやっぱり情報流出の制限ですね、これをきちんとしていかないとだめだと思うんですよ。パスワードなのかカードなのか、あるいは指紋認証なのか網膜認証なのか、言えばそういうところまで入っていくわけですよ、認証の仕方というのは。パスワードだとかIDだとかなんていうのは、ある意味簡単に壊せるわけですから。壊せるというか、システム上は乗り越えていけるわけですから、そういうものを相当厳しく管理しないと、私は情報はどこまでも漏れるんだらうなど、こう思っているんです。

同時に、USBや何かの管理ですね。採算ありますよね、報道等でもね。学校の先生が家に持ち帰ろうとして、車の中に忘れてらなくなっちゃたとかね、いろいろな話がそういうものでもあります。ですから、こういう媒体で持ち運んで歩くということになると、人間の悪意はなくても忘れてたり何なりということは当然あるわけで、事故が起きるわけです。そういうことによっても、情報漏れというものの可能性も出てくるわけで、そういう管理の問題とかをどう考えるのかなど。

この間も言いましたけれども、個人情報漏らされた側に対する補償って、何もないわけですよ。行政が補償するわけでも何もないわけでしょう。漏らされた人はもう漏らされっ放しで、それで終わってしまうという、こういうことにつながる行為ですから、絶対にこの情報の漏えいというのはあってはならないということなんですね。そういう点で、非常に管理の難しさというのが私はあると思うんですけれども、その辺についてももうひとつ携わる人とその管理の問題というのを厳密にしていくという必要性があると思うんですが、その辺どう考えているんですかね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まずは、パスワード管理の話からしたいと思うんですが。パスワードについては、不定期にこれを変えようと思っております。例えば1年後に変えるとか1年半後に変えるとか、そういったことで前の担当者が使っていたパスワードは、そのまま使えないよとか、そういうふうにしていきたいというつもりでおりまして、もうそれをやろうとしています。

それからUSB、それからCD、DVDも含めてメディアを挿入して情報をダウンロードする、またはその逆をするということも考えられるわけですが、今USBそういった媒体については「個人情報を入れるな」という指導をさせていただいております。それで企画調整課のほうで、これも一個一個見て歩いています。たまに使っているのがありますが、それはすぐ抹消していただくというやり方をしています。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） よくわからないんだけど、説明文を見ると該当すると書いてあるね、（2）（3）というのがちょっと条文との関係であれですけども。だから、言ってみればこれを全面禁止しているわけじゃないでしょう、それでアクセスするということをね。だから、全面禁止するのであれば、そういう媒体は使うなということをきちんと明確にするべきだと思うんですよ。そうでないと、USBなりCD-ROMで情報を取ることが可能になっているわけですから、そこはさせないようにしているということだけではだめなんではないかというふうに私は思うんですがね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 先ほどちょっと説明が不十分だったと思うんですが、USBとかに入っている情報というのは、各職員がつくったものなんですね。例えば成人者の名前をつくるだとか、何々会議に入ってくる人たちの名簿をつくるだとか、そういったものの個人の情報、これが入っていたと。ですから、それは削除しておきなさいよというふうな指導はさせていただいているということです。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、いずれにしろ個人情報が入っているものではないんですか、そうするとそのUSBとかCD-ROMには個人情報は入っていないんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 入っています。入ることはできます。それも含めて、この条例の対

象になりますからねということでございます。ですから、十分に気をつけましょうよということでございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうですよ。だから、「気をつけましょうよ」のレベルなんですよ。だから怖いって言っているんですよ、人間は必ず間違え、そこから漏れていくんですよ、必ず。そういう中で、今度のマイナンバー法が施行されていくわけですよ。そして、町としてはこの条例を制定して、個人情報の一定の部分を利用していくわけですよ。だから、非常に怖い話だと私は思うんですが。これ以上言っても、あとはらは明かないと思いますけれどもね。

ところで、この制度を利用することによって、我が町ではどれだけペーパーレスにできるのかね。言ってみれば「申請手続きが簡素化されますよ」と、こう言っているわけですよ。そうすると、どれだけ我が町ではそういう簡素化の効果が上がるというふうに見ているのかですね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 太田総務課参事。

○総務課参事兼総務管理班長（太田 雄君） 現段階では、先ほど課長が申しあげましたとおり、今回条例に挙げている独自利用の5件、あと法定利用の事務だけでございまして、そのほかについてはまだどういった事務が出てくるかというのはまだ把握できていない状態でございます。しかるにどれだけの効果があるかというのはちょっと現段階では申しあげにくい話でございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 言ってみれば、税金の関係、社会保障の関係、あとは災害の関係、ここでまずマイナンバーを利用しますよというのが最初の法律だったわけでしょう。そこから、今度今回の自治体独自の利用もいいですよ」と、こう広げてきたと。今度、あと銀行口座もみんなつかんじゃいますよという話もありますけれども、きょうはそこはまだないけれどもね。そういうことでやるわけでしょう。だから、住民票の交付をする際もカードを出せばもう書かなくてもいいよと、例えばね。そういうことに、私はなるんだろうなと思っているんです。

そうすると、そこでどれだけ効果が出るのかということは、試算していないんですか。そのことによって、人的削減や何かという話になるのか、ならないのか。その辺の見通しも含めてどうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回の条例で削減、どれだけペーパーレスがあるかという話なんですけれども、具体的にそこまで正直言って試算はしておりません。ただ、今言われたように受け付け的な希望する方の短縮であったり、書かなくていいとか、そういうことは当然想定はできるわけなんですけれども、それによって例えば税金はどうなるとか、具体的にペーパーがどうなるとか、具体的にそこまではちょっとまだ試算はしておりません。ただ、利用する方も多少はそういう面ではメリットはあるんじゃないかと。デメリットは、さっきお話がいっぱいありましたけれども、メリットとしてはそういう意味がちょっとあるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） メリットは、今言ったように住民票を簡単に取れますよとか、それから身分証明証に使えますよとか、これは住民基本台帳カードと同じような形になるわけですよ。ですから、そういう点では便利な面も確かにないわけではない。だけれども、せいぜい今言ったくらいでしょうね。住民からして便利になるのは、せいぜいそんな程度ですよ。便利になるのは行政側はいっぱい便利になるんでしょうけれども。そういう点では、非常に情報だけが漏らされて困る町民といいますかね、我々住民のほうは本当にデメリットのほうはるかに大きいと、こういう事態に私はなるんじゃないかなというふうに思っているんですが。

実際に今、先ほど色川議員さんがどれくらい番号の通知が届いたのかというお話をされてきました。届いた方に聞くと、「こいつ、申請してやったほうがいいんだべかね」と、こういうふうに聞かれるんですね。どうしたらいいかわからないと。この間新聞にも載ってましたね、「申請しようと思ったけれども、写真どうやったらいいんだかわかんなくて、途中で挫折しました。娘が今度帰ってきたら、娘に聞いてやるかやらないか決めようかなと思ってます」、こんなような新聞の読者欄の声なんかもありましたけれどもね。本当にどんなふうに使ったらいいのか、どんなふう処理したらいいのかわからないというのが、今の状況だと思います、多くの人ね。特に松島町は高齢化率も高いので、高齢者の方などはなおさらわからない方が多いのではないかと、こんなふうに懸念をしているわけです。

そういう中で、こういうカードが出てくると、やっぱりいろいろなことが起きるわけですよ。ことしの10月から通知カードが郵送され始めたら、早速高齢者のところに電話がかかってきて、税がどうのこうのとか還付金がどうのこうのとかを含めて問題が発生してきている

と。どんなふうにご利用されるのかまだわかりませんが、マイナンバーの番号を何とかして知ろうとする詐欺的な行為が始まっているわけですね。そういう危険性もあるわけで、私はやっぱりそういう点でこのマイナンバー法そのものの施行に反対だし、そういう点でこの条例を制定して独自運用するという点については、やめたほうがいいんじゃないかと、こう思うんです。

最後の質問にします。やめたほうがいいと思うんですが、どう皆さんはお考えでしょうか、執行部の方。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今野議員、9月定例会においても「情報の漏えい等についてはどうするんだ」というお話を聞いておりますが、あれ以降庁舎内でこの件に関しましていろいろ、あの日から職員の研修もありましたけれども、それ以降職員の帰ってきてからのお話等も聞きながらやっておりますけれども。とにかく、これはずっと今後庁舎内で漏えいについては、「気をつけろよ」ということを注意喚起していくしかないだろうと。

私も報道とかテレビとか新聞でそういうニュースが出たたびに話題にしますので、必ずこういった問題が出てくるかもしれないから、我が町に振り返れという話はしています。ですから、そういったことを例えば1月1日から始まるわけでありましてけれども、役場の方でも担当者ベースだけでなく職員全員が熟知していないとだめだということは、重々把握しているつもりなので、今後そういうことについてのことは注意を付けていきたいというふうに思っております。

それから、我が町はひとり家庭、二人の高齢化世帯の方が多いので、こういったものが来たときにやはり取り扱的にどうしたらいいかわからないんだろうと思いますけれども、それも来年の1月1日からピタッと「こういうふうにやります」というふうになかなかならないと思いますので、それらも時間をかけてやっていくしかないんだろうと思うんですね。それは、いろいろ社協さんのお力を借りたり、いろいろなところのお力を借りながら、そういうお話が出たときに職員が出向いて指導するとか、そういった方策を今後いろいろ検討していきたいと思っていますので、よろしくお願いを申し上げたいというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 「やめるから」って言って、また聞くのあれなんです、一つだけね。

個人情報の問題の取り扱いの問題で、職員の勉強会といいますかね、この問題についての研

修とかそういうのっていうのは今後も必要だと思うんですが、これまでどれくらいやられたんですかね。全職員対象って、もうやられているのか。その辺教えてください。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 全職員の講習会・勉強会ですが、12月の中下旬から始まります。あと担当職員の勉強会というのは、これまでずっとやってきました。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。

他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。私のほうからは、1点だけ。

第9条の2項にかかわるところでございますが、一番下段になりますけれども、「当該事務の全部または一部の委託を受けた者も、同様とする」というふうになっていますね。町とそれぞれ検診等を含めた委託契約を結んだ受け手の業者さんに対するいわゆるセキュリティー対策というんですかね。その辺の扱いについてだけ、ちょっとお伺いしておきたいんですけども。いいですか。

どこを言っているかわかりませんか。もう一回だけいいます。資料の大きな1番、制定の趣旨の下のほうにます目で囲ってある番号法の第9条の2の下「3・4 略」の前の1行に書いてある項目についての再確認ですけれども。それらに対して、町はどういう扱いでどういう契約等を含め、あるいはセキュリティー対策を求めるのかというところをお伺いしたいということです。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、条例案の4条1項が絡んできますので、4条1項の話をちょっとしてから9条2項の話をしたと思います。

この9条2項については、地方公共団体が個人番号を独自利用する事務、総じて地方公共団体の同一機関内の情報連携の二つにおいて条例で定めるということでございまして、ここにあります委託業者がどうのこうのという文面もありますが、同じように準拠していただくということです。システム業者はセキュリティーに関する資格を持った人、この人たちになってございまして、かなり厳しいセキュリティーチェックを受けておりますので、それを今後も履行していただくということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 当然、そういった受託契約に当たっては、町側のそういった審査というんですかね、契約に当たって相手方がそういった守るべき項目等を含めて審査項目に入れて

チェックを入れると。町側がするという理解でよろしいということですよ。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） そのとおりでございます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。原案に反対の発言を許します。今野 章議員。

○8番（今野 章君） 松島町個人番号の利用に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

この条例は、いわゆるマイナンバー法が当初「税、社会保障、災害時に限って利用する」としていたものを、その利用を拡大していく一環の中で自治体が独自に番号を利用しやすくするものであると、こういうふうに理解をしております。このマイナンバー法については来年1月からの運用開始ということで、実際の運用も始まっていない中でことし9月に法改正が行われ、個人番号を預金口座に任意に付することができるようにするとともに、特定健診いわゆるメタボ健診の結果や予防接種の履歴の管理にも活用できるようにしたのであります。今回任意とされました預金口座への運用適用も、2021年度以降は義務化されると言われております。

マイナンバー法の一番の問題は、先ほどから何度も申し上げたとおり個人情報の情報流出・漏えいにあると思います。この個人情報の流出・漏えいを防止することが非常に難しい、このことはアメリカなどでの犯罪の事例で、例えばことし5月下旬に最大で1万3,000人分、日本円にして約49億円がなりすまし詐欺の被害に遭ったというようなことが、アメリカであったということでのテレビ等での情報として流されていた事実からも明らかではないかと思っております。

アメリカでのこうした事件というのは、枚挙にいとまがないといえますか、本当に数多くあるということが報道されておりますし、他の国々においても同様の事件が起きております。また、ドイツなどではこのマイナンバー法を審議している最中で廃案にしてしまうと、「これでは、もうやれない」ということで廃案になる、こういうことなどもあるようでございます。日本においては、マイナンバーの通知カードの郵送が10月から始まっておりますけれども、マイナンバーに関する電話が高齢者などにかかってくるなど、詐欺集団の暗躍が始まっているとも報じられております。

マイナンバーについては、その言葉は大半の人が知っているものの、その内容について知っ

ている人は極端に少なく、通知カードが送られてきてもそれをどのように扱ったらよいのかわからず、困っているという人もいます。個人情報の管理は慎重に行われなければなりません。このような状況のもとでマイナンバーの運用を開始するならば、情報の流出や漏えいによる犯罪が広く行われていく可能性が出てくるのではないかと懸念をするものであります。

行政サイドからすれば、預金口座にマイナンバーがつけば、預金が複数の口座に分散されていても預金の総額を把握しやすくなるなどのメリットがあります。また、先ほども申し上げましたように、町民には住民票などの申請交付手続などが簡単になったり、カードがあれば身分証になるなどメリットもあると思います。しかし、我々町民はこうしたメリットと引きかえに個人情報の流出・漏えいなどによりマイナンバー法が違法に使われて、犯罪の被害者になってしまうという、そういう大きなリスクを背負うことになるのではないかと思います。

このように、私は当初からマイナンバー制度の導入には反対でありましたし、さらに言えば預金口座の突合による個人資産の道を開くような、プライバシーの侵害とも言えるような制度の構築には反対であり、この制度を運用するための条例の制定にも反対であります。

以上を申し上げて、反対の討論といたします。

○議長（片山正弘君） 他に討論に参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第127号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第127号松島町個人番号の利用に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第128号 松島町いじめ防止対策推進条例の制定について

○議長（片山正弘君） 日程第3、議案第128号松島町いじめ防止対策推進条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） いじめ防止対策推進法に基づいて今回の条例を制定すると、こういうことなんですが、一つは法第12条の規定に基づきいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めると、こういうふうに条例でもうたっているわけで

すが、その基本的な方針は資料をいただいたのを見ますと概要版があるんですが、これはもうでき上がっているのかどうかですね、そこのところを教えていただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 松島町の基本方針につきましては、11月の定例教育委員会で最終的に承認をいただき、策定が終わっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私たちには、この概要版だけ今回いただいているんですが、相当のページ数だというふうに説明でもあったと思うんですが、そのものについては私たちにはお示しいただけないのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） ページ数につきましては20ページということで、今こちらでも協議をさせていただきまして、提出をする方向で町長部局のほうに調整させていただきたいというふうに思います。

なお、提出につきましては今議会中ということでよろしいか、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ぜひ、私たちにも見せていただければというふうに思っております。

そこで、もう一つは第4条ですね。「教育委員会及び連絡協議会は、基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、必要があるときは連絡協議会において協議するものとする」と、こういうことで規定があって、その下に組織ということであるんですが、一つは議会始まる前にも若干聞いた部分があるんですが、この組織の中ですね、連絡協議会は松島町立学校と教育委員会事務局、宮城県中央児童相談所、仙台北法務局塩釜支局及び宮城県警察塩釜警察署に所属する職員、その他の関係者による構成と、こうなっているわけですが、法律のほうは教育委員会というふうになっているんですね、教育委員会事務局ではなくて。これは、連絡協議会は法律でこの組織が入りなさいと、こういうふう書いてあるわけで、教育委員会じゃなくて教育委員会事務局にしたのはなぜなのか、その辺について教えてください。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） ここにつきましては、教育長と、それから担当の課長と、それから学校教育のほうを統括している参事兼班長、この3人を一応構成メンバーというふうに考え

てここに入れております。これと教育委員会のほうに関しては、ちょっと別な扱いで考えていきたいというふうに思っております。今回のこの対策連絡協議会の一番の目的は、地域で一丸となっていじめを防止していきましょうというのが一つなものですから、そういう意味で情報の共有、それから今実際にある事案についてどう考えるかとか、そういったものについて学校の事案も含めて報告をし、ご意見をいただきたいということですので、このような配置にさせていただきました。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 実際にいじめが根絶されていくということは、非常に大事なことだというふうに思っておりますので、その実効的な措置としてこういうふうにしたんだという理解になるのかなとは思いますが、法律の第14条で規定しているわけでしょう。いじめ問題対策連絡協議会第14条「地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより学校、教育委員会、児童相談所、法務局または地方法務局、都道府県警察、その他の関係者による構成される」と、こう書いてあるわけね。だから、「教育委員会」だと思いませんか、私やっぱり入るべきはね。だから、参考のところ「円滑な連携を行う上で必要なときは、附属機関を置くことができるよ」と、こういうことも規定しているんだと思えます。私は法律からいったら、ここは本来教育委員会として、やっぱり町のいわゆる実行部隊ですよ、教育長、それから課長、班長はね。ここだけじゃなくて、教育委員会のメンバーそのものも参加をするということが大事なことでないかなというふうに思いますが、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この辺につきましては、他の自治体のほうも参考にはさせていただいておりますけれども、まずこの構成メンバーにつきましては11月の定例の教育委員会議でも十分に説明をし、これについては定例会2回ほど意見交換をさせていただいております。それで、4人の教育委員の皆さん方から委任を受けて、「この件については教育委員会教育長をトップにして対応してください」ということで委任を受けているものであります。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、法律の解釈としてはどうなんですか。ここに「教育委員会事務局」なんて書いていないでしょう。「教育委員会」としか書いていないのね。だから、私は「教育委員会」というふうを書くべきなんじゃないかと、条例上もね。そう思うんですけれども、法の解釈として、ほかの自治体はどうであれ、どうなんですか、その辺は。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 政令指定都市のような仙台市とか、宮城県は教育委員会という形にはしておりますけれども、実質協議会に入っているメンバーは教育長ほか次長、それからあと課長、そういったメンバーが入っております。うちのほうは、他の市町村の自治体の例にならって、ここははっきり「事務局」と入れたほうがいいのかないかなということで、このような記載をさせていただきました。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 私ね、そういうことをやっているから教育委員の皆さんがある意味無責任になってくるんじゃないかと思うんですよ、そういうことをやっているとな。やっぱり教育委員に選任されて、町の教育を司っていく人たちなんですから、きちんと責任を持ったことをしていただく上でも、そういうことにもきちんと参加できるようなシステムにしておくということが大事なんだと思うんですよ。教育長と課長と班長のところでこれやっていったら、教育委員の皆さんは皆さんのお話を聞いて判断するしかなくなっていくわけですね、物事の判断というのは。私は、それではいけないんじゃないかと。教育委員会は、じゃあ教育長と課長と班長いれば済むんじゃないかと、こういうことになるんじゃないかと思うんですね。

「小さい町だから、これでいいんだ」ということにはならないと思うのね。「小さい町だから、じゃあ教育委員会要らないんだよ」という話になっていく。私は、そういう点でやっぱり法律に書いてあるようにすべきではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この連絡協議会、今のところ年2回くらいの開催を予定しております。早速年明け1回目を開催しようという準備を進めております。定例教育委員会は毎月行っておりますので、その中で我々教育委員会の教育長以下職員は、教育委員会の報告をする義務があります。

それからあともう一つは、万が一各学校のどこかでちょっと大きな問題が起こりつつあるんじゃないかというような場合があった場合は、一番最後に書いていますけれども関係者により構成していくということにはしておりますので、教育委員さんが絶対入らないというわけじゃないので、その場合には4人の教育委員さんにも入っていただいて、事の重大性……どう方向性をもっていったらいいのかとか、そういった審議まで及ぶことがあるかと思えます。それからあとは、毎月の校長会の会議をやっていますけれども、この校長会のほうからも必要に応じて要請をし、例えば教務主任を参加させるとか、そういった体制もときには必要に

なっていくのかなというふうには思っています。

何にしても、今年2回予定していますけれども、この会議をもっていくその途中の中で、必要があれば2回といわず3回、4回と会議は開催していきたいというふうには思っておりますので、今の議員さんのご指摘につきましてはしっかりと教育委員会にも報告をし、姿勢の取り組み方についても検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だから、逆でいいわけでしょう。教育委員会にしている、教育委員会の事務局そのものが関係あるものとして入ることも可能なわけでしょう、そうすると。なぜ、わざわざ「事務局」にするんだと。こう書いたら、教育委員の皆さんは入りづらいでしょう。私はそういう点で、教育委員の皆さんに、皆さんがご報告するのはわかりますよ。うそも多分言わないと思います。だけれどもね、やっぱり教育委員の皆さんが会議の中で感じたりつかんだりする話というのが大事なんではないかと、皆さんから聞いて判断するのではなくて、直接そこで話し合われたことをみずからのものとしてつかんで話し合いに参加できるというふうな状態にしておくことが大事なんではないかと思うので、繰り返し繰り返し言っているわけなんです。

これ、別に私反対しませんよ、つくるのはいいんですけれども、そういうことではないかなと思うんです。だから、もっと組織というのは、私はそういうものだと思うんですよ。事務局が先に立って、教育委員会は後ろだよという話ではないと思うのね。そういう点で、私はここは本来であれば「教育委員会」とすべきだなとは思っています。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 従来の教育委員会の制度であれば、教育委員長という方がいて、そういった方が今の議員さんのお話のようにこういった会議に入ることも、もしかしたらあったのかなというふうに思います。今それが見直されて、通常の委員4人とそれから町長部局の教育長1名ということになっておりますので、この連絡協議会以上に教育委員会のほうには随時学校の動態については報告をし、意見をいただき、そこでもんでいますので、その辺をやはり重く受けとめていきたいというふうに思いますので、この連絡協議会のあり方につきましては、今後教育委員会議の中でももんでいきながら、もし今後修正点があれば修正をさせていただいて、取り組んでいきたいというふうに思います。

まずは今回1回目、年明け予定していますので、そこでいろいろなご意見をいただきながら、その概要を随時定例の教育委員会に反映させて意見交換をしていきたいというふうに思いま

す。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 以前太齋議員が「本町のいじめはどうだったのか」「あるのか」という質問あったかなと思うんですね。そのときは、「ない」と。中学校の場合は非常にいい、今現在、そういう報告を受けたわけですが、今年度は父兄の話も聞くと、子供からの話を聞くと「非常に松島中学校は今いいですよ」と、子供はそういうふうに言っているという話なんですけれども。今年度はたまたまそうかもしれません。しかし以前は、一時期はものすごく荒れた時期が松中ではございます。そういう中で近年、ことしはいいかもしれませんけれども、2年、3年前はどうだったのかというようなことを踏まえて、非常に今まで蓄積されていると思うんですよ、ノウハウとか何かでね、対策とか。そういうことで、近々この3年くらいどのような状況で、いじめというものがあつたかなとは思っていますよ。その辺、ちょっと報告をしていただきたいと思っておりますけれどもね。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 平成23年度からの件数でいきますと、小学校では平成23年度が2件、中学校は1件、それから平成24年度ですと小学校で1件、中学校ではございませんでした。それから、平成25年度は小中ともございませんでした。平成26年度は小学校で3件、中学校ではございません。平成27年度につきましては小学校で3件ということで、今のところおります。中学校ではございません。

この辺につきましては、平成26年・27年と数字が3件・3件と小学校で確認されているのは、やはりこれまでのいろいろな全国のニュース、そういったものもあって文科省のほうからも「アンテナをもっと高くして、しっかりと認知していきなさいよ」ということで、校長先生方のほうからも強く先生方のほうに指導が入っていますので、そういったところもあって小学校ではこういった形で3件・3件ときているのかなと。内容については、ちょっとしたいざこざ、昔で言うと「けんか」といったほうが早いかもしれませんが、それが「じゃれあい」なのか「いじめ」なのか、その辺の度合いが難しく、1人の先生が判断するのではなくて必ず校長に報告をして、職員会議でもんで、その判断をなささいということで指導していますので、平成26年、27年についてはこのような数字になっています。

中学校については、今議員さんのお話があつたように平成24年度からございません。

○議長（片山正弘君） 色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） そういうことなんです。全国、この間ちょっとテレビ見ていたらいじ

め、去年の調査の結果で18万8,000件あったそうです、いじめは。そのうち、小学校が圧倒的に多い、中学校がその数字から見ても少ないんだと。まさに、松島町のこの松中のいじめの状況がゼロ・ゼロと続いていると。今、小学校がすごい多いと。どういういじめがあるのか。

「いざこざ」と今課長言いましたね。それよりも、やっぱり肉体的に弱点というんですかね、「太っている」「ちょっと行動がのろい」とか、そういうことに対して何か言っているというようなことをよく聞くんですね「どういうところで言っているんだや。授業中か、学校にいるときか」と。そうしたら、登下校のときが一番多いと。それでよくたたかわれている、そういう姿をよく見ると。父兄の方も、よくじゃれあいながら、ドーンとどつかれたり、そういうことをやっているということ。その中で、じゃあどつかれた、いじめられた対象の子供たちはどういう反論するかというと、ほとんど笑っている、抵抗もしないというようなことをよく聞くんですけれどもね。

その辺、登下校まで学校の先生たちは見ていないかもしれないんですけれども、このように今低学年、小学校、そういうふざけている、そういう感じでもってこういういじめという言葉で総称すればやれるんですけれども、その辺ですね。学校の目の届かないところ、そういうところで多いということなんですけれども、その辺の対策。その辺はご存じかなと思いますけれども、どうなっているんですかね。

○議長（片山正弘君） 教育長。

○教育長（小池 満君） 今ご指摘のところが、一番いじめ問題の盲点であり、核心であるような気がいたします。したがって、子供たちは何がいじめになるのかということが、低学年であればあるほどわかっていないということが実態でしょうし、反面学校側で子供たちのイメージがちゃんと結べるように「こういうことがあれば、それはいじめなんだな」と、たとえ1年生であろうと、そこまで指導の手を加えるということが今一番大事なんだろうと思います。

うちの町の場合の前例なんです、下校のときに後ろで歩いていた子供が、どうも前の子供たちが1人の女の子にいじめじゃないかと。その言葉遣いであるとか、言っているのを聞くと、どうもその女の子はいやな思いをしているはずだということ自分の親に伝え、親が学校に伝えて調べてみたら、実際に金銭の絡むようなそういういじめだったということがわかった前例があります。したがって、子供たち同士が監視をするのではないんですけれども、お互いに気持ちよく学校に通い、あるいは自宅に帰ると、そういったことになっているかどうか。そうであって、初めて学校生活が豊かに過ごせるんだというところを、今後なお一層

指導していかなくてはならないというように思います。

それから、これはうちの町でなく校長会等を通じてですが、何遍も何遍も強調しているところなのですが、いじめの問題については「起こった」「起こらない」の件数よりも、認知件数のほうが非常に重要であると。それは、先生が子供たちの様子を見て「どうも変だ。これは、ちょっと片方の子供がいやな思いをしているのではないか」と。先ほど今野議員からご質問のありましたいじめ防止基本方針を見ていただきますとおわかりだと思うんですが、いじめの定義というのはあくまでも心身の苦痛を感じている、片方の子供がいやな思いをしている、それがもういじめになるんだということでもありますから、それを先生方の認識の中でしっかり把握させると。どんな小さなことでも見逃すなということを強調しているわけでありまして、そここのところを今後も一層強調してやっていきたい。先生方の感覚、感性ですかね、研ぎ澄ましていくことが大変重要ではないかというようにも考えますので、一層努力するというようにやっていきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 先生たちの指導、これからなお一層やると。学校の中では今度道德教育とか、まあ以前からなされておりますが、そういう道德教育の中でも行われていると思うんですけども、今このようないじめとか、事が重大になってからよくアンケート調査とか、先生たちは本当に事が重大になる事態が発生してから「そういういじめはわかんなかった」とか、「確認していなかった」とか、そういうことで「じゃあどうだったのか」というアンケート調査を出すようになると報道や何かで聞いていますけれどもね。松島の場合は、アンケートをやっているようなことを聞いていますけれども、どのようなアンケート、年にどのくらいやっているのか、どうぞお知らせください。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） アンケートにつきましては、毎月行っております。中学校については2カ月に1回という形で取り組んでいまして、小学校についてはなおさら、低学年用のアンケートと高学年用のアンケートに分けて、文言の表現を少しやわらかくした内容で低学年は聞くとか、高学年についてはある程度もう少し踏み込んだ内容で聞くとかという、そういう形に切りかえてやっています。

それから、あと第一小学校さんでやっていますけれども、今教育長のほうからお話がありましたけれども、「いじめをなくすために、みんなで何をしたらいいと思いますか」という問いを投げかけています。一番多かったのは、「みんなで守ることだ」ということが一番多い

答えて、先ほどの色川議員さんの答えにもそういったところが出てくるのかなというふうに思っています。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） このように、アンケート調査やっていると。それで、「みんなで守ることだ」と。実際そうなんですけれどもね、ではそのように、やっぱり非常にそうできないことが多いんで、いじめが出てくるわけですよ。特に登下校というのは、集団というよりも小グループで皆さん帰るわけですからね。いじめているほうはそういう感覚はないと思うんですよ、特に低学年というのは。遊びの過程の一つでやっているわけですね。そういうことの中で、やはりこの辺も教育というのは先生のコミュニケーション。コミュニケーションというのが、非常に私は大切だと思う、そのクラスの中とか。ただ、高学年になるとやっぱり地域、地域の、昔は小さい子供から大きい子供までみんなで地区ごとに遊んでいたんです。だから、そういうことはなかったわけです、私たちの場合は。海岸だったら海岸地区で、みんなで遊んでいた。ところが今や、学校から帰るとほとんど遊ばない。部活やっている人、サッカーやっている、野球やっている人は別にして。そのほかの人たち、外で遊ぶ姿がないわけですね。そういうことから、このようにいじめと登下校のときにそういう遊び半分というんですかね、そういうことが往々にしてあると。

そういうことから含めて、やはりコミュニケーション、学校の中の道徳教育の中の一つとしてそういう部分の指導というんですかね。学校の先生が上から目線で言うんじゃないくて、子供たちのグループの中でどのようにして、フリートキングですね。そういうことの協議というんですかね、そういうものはやっているんでしょうかね、学校の中で子供同士だけ。どのように、こういういじめとか何かということを対策というんですかね、話し合いというのはやっているんですか。

○議長（片山正弘君） 小池教育長。

○教育長（小池 満君） 当然ながら、小学校4年生、5年生、6年生あたりになると特別活動の中に学級会活動というのがありますから、その中でもしもしもいじめの問題が出たりした場合には、子供たち同士で意見を言い合ってそれを解決にもっていくことをやっていますし、それから道徳の中でも、これも年間35時間ですからそんなに頻繁にできるわけではないんですけども、道徳の授業の中でも意見交換を通していじめられている子供の気持ちを慮ったり、そういった授業はやっております。ただ、これも担任の先生の指導力によって効果の大きい・小さいの違いはあろうかと思えます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。本当にいじめというのは、恐らくなくならないと思うんです。本当にちょっとしたことで、子供たちというのは遊び感覚の中の一つとしてそういうこともあるということで、私はいじめは常にあると思って先生たちには取り組んでいただきたい。それで、注意深く子供たちの様子を見ていただきたい。そういうことを切にお願いしたいと思います。

それから条例の中で、この提案理由書の中でこの条例の制定は法律において「努力規定」となっておりますが、「児童生徒が安心して学習やその他の行動に取り組むことができるよう、制定するものだ」ということであります。「努力目標」、それで活動に安心して学習やその他活動ができなかった、そういう事例というものがあるわけですか。この説明、提案理由の中にありますように、逆の意味でこういう活動ができなかったと、そういう事例は松島町の場合にはあるわけですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 松島町の中では、活動ができなかったということはございません。

これまでも、いじめ防止対策連絡協議会というような名前はつけていませんけれども、生徒指導の連絡協議会の中で小中高、それから地域の民生委員の皆さん方、警察、児童相談所、この方々が入って意見交換をさせていただいていました。それらについてもやっていきますけれども、なおさら重大事案ができたときはとにかく町長が筆頭になって「調査するぞ」と。それは、もうスピードをもって対応しなければならないということもありますので、条例をもって整備をしていくというのが一番の狙いになっていくのかなというふうに思います。教育委員会と学校とで調査、調べた内容について、再調査にもっていくかどうかという判断を町長部局のほうでするような内容になっていくんだらうというふうに思っていますので、まずは今やっていることをさらに強固なものにしていくというのがこの条例の狙いだというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今課長言われるその再調査のこと、ちょっと聞きます。12条、法律第30条第1号の規定で、この法律、私たちには示されていません。法律、これまずどういう法律なのやというようなこと。それで、この重大事態とこの発生の防止のためと。まず、第一義的にこのいじめ問題調査委員会で調べるわけでしょう、これ。調べて、事によってはその事案によっては、再調査するという事なんですよ。それで間違いはないですか。まず、いじ

め問題調査、この委員会で調査をする。その結果をもって、再調査するかしないかは町長が判断するというのでいいんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の一番最初のいじめ問題連絡協議会、ここは調査をする機関ではなくて、いじめを防止するために地域でどうやって子供たちを見守り、取り組んでいけばいいのか。それからあと、今の実態はどうなっているんですかという、そういった情報交換。例えばちょっとした軽いいじめがあったときに、じゃあそのときの対応はどうしたらいいのかということです。基本的なことに関しては、まず学校で問題が起きたときには学校長が教育委員会に報告することになっています、速やかに。その報告を受けて、その事案によって教育委員会が学校を調査します。これは、これまでどおりです。そこで、もっと大きな重大事案であった場合、仙台市の館中学校ありますけれども、こういったケースのように自殺まで追い込まれるようないじめがあったとか、そういったケースのときには教育委員会も調査をされる側になります。ですので、条例を整備して「教育委員会に関しての調査は町長が筆頭になってやるんですよ。そして、メンバーとしてはこういった方々の意見をいただきながら、調査していきますよ」と。大川小学校なんかも、いじめではございませんけれども、第三者委員会ということでやっていますけれども、それに近いような形で調査をしますよということなんです。

ですから、連絡協議会とこの調査委員会というのは、また違うものというふうに捉えていただければいいんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ちょっと、やっぱりこのいじめ調査委員会を設けますよと。教育委員会がまず調べるわけでしょう、調査をするわけでしょう。ある程度、この辺で最終的に本当に重大な事態と、こういうふうになりますけれども、その前にある程度というのはほとんどその第一の調査委員会のほうで調べなきゃいけないんじゃないですか。よくテレビや何か見ると、本当に事の重大、何かここまで言うと言葉おかしいんですが「隠蔽」とかね、学校の先生が言い逃れにしか私は聞こえないんですよ、あのインタビューや何か見ると。その事態から、わかっているでしょう、子供たちの言動から何か見て。それがなかったとかそういうことで、非常に教育委員会のほうが隠蔽していると、テレビや何かで見ると私はそう感じるんですよ。そういうことで重大なる事件が発生して、やむを得ず町長が出てくると、そういうことになりかねないんじゃないかと思うんですね。

ですから、第一次の調査のときにしっかりとここまで検討するということが、私は本当に大切だと思うんですよ。町長が出てきて再調査を命じるとか、そういうことになったらこれは調査はお粗末でないかなと、第一次の調査は。そういうことはどう思いますかね。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） このいじめ問題が、例えば刑事事件案件に発展する問題とか、いろいろなケース想定されると思います。ですから、例えば命にかかわるいじめになってしまった事案が発生した事案が発生したとなった場合は、もうすぐに教育委員会は学校関係者から聞いた話を取りまとめをして、町長に報告する義務がございますので、町長に報告をして町長さんのほうで今度は本当にその取り組み方が間違っていなかったのかとか、それと並行して警察の調査も進んでいきますので、まずは町が一本になってその調査を進めていくんだという姿勢をやはり条例で示していかないと、今色川議員さんがお話ししたように教育委員会の言っていることが「どうも違うんじゃないか」とか、そういう発展にもつながっていくのかなというふうに思います。

例えば、今の仙台市のケースですけれども、自殺で亡くなりましたけれども、今どうもあれがいじめではないんじゃないかという、また違う考え方も出てきているようですけれども、そういったふうにやはり我々では調査できない部分が出てきますので、教育委員会から今度は町長のほうでしっかり調査をしていただいて、我々も意見を聞かれる立場になりますし、学校は無論ですけれども、そういう形で保護者の、犠牲になった保護者とかいじめに遭った保護者の皆さん方に、しっかり説明責任果たせるような態勢づくりをしていかなければならないというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第128号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第128号松島町いじめ防止対策推進条例の制定については原案のとおり可決されました。

ここで若干の休憩に入りたいと思います。11時25分まで休憩に入ります。

午前11時14分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第4 議案第130号 松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第4、議案第130号松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案の説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第130号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第130号松島町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第131号 松島町介護保険条例の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第5、議案第131号松島町介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第131号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第131号松島町介護保険条例の一部改正に

については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第132号 新行政不服審査法第三者機関の事務の委託に関する協議
について

○議長（片山正弘君） 日程第6、議案第132号新行政不服審査法第三者機関の事務の委託に関する協議についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第132号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第132号新行政不服審査法第三者機関の事務の委託に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第133号 権利の放棄について【学校給食費22件】

○議長（片山正弘君） 日程第7、議案第133号権利の放棄についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

債権放棄の話で、これ毎回出てくるようになってきましたけれども、平成11年度から、次のところで話すればよかったかなと思ったんですけども、古過ぎるんだね。何でこんなに放っておくのかというのを、私毎回必ず言うはめになっちゃってちょっとあれですけども。この原因を、ちょっとお知らせください。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） この学校の未納分につきまして、平成のものが11年からのものなんですけれども、これまで郵便の配達分、配達証明、そういったものが本人に届いておりました。というのは、こちらに戻ってきていないので、本人が受け取っているという確認をしておりました。それが、平成26年に入って戻るようになってまいりまして、これについて監査

の段階でもことしの7月も昨年もそうでしたけれども、「どうなっているんだ」ということで指導いただきました。回収見込みがあるのかということで、その辺もいろいろご指導いただきました。そういったことで本人の所在確認、これがちょっと我々のほうも遅い部分もあったのかなというふうに思いますけれども、何せ皆結構県外に行っている者もいますので、そういったところもあって所在を確認するのに時間がかかったということでございます。

○議長（片山正弘君） 6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 提案説明で大体理解はしていたんですけれども、次のやつの方が話しやすかったんですけれども、前段にこれが出てきたんでお話しさせていただきますけれども、年数がたち過ぎですよ。だからこういうものを、監査のほうでも指摘されているということであるわけですが、担当になった方は、これ学校のほうなんであれですが、こんなに放っておいて「何仕事しているの」と言いたくなるわけですよ。だから今回、前から指摘はしてきているわけですが、次のやつなんかは6年とかと条例で決まっていたりするわけですから、給食に係る債権放棄云々というのは何年ってきちっと決めておいて、その中で回収できないときはきちっとその年度で処理するというようなことでもやっておかなければ、11年度からのやつが今ごろ出てくるというのは、仕事しているふうに見えないんですよ、私から言わせると。

だから、そういうことを含めて質問させてもらったわけですが、次のやつもあるんでちょっと先に話させてもらいますけれども、そういう条例で決められたような年数も決まっているようなものは、もうその年数が来たらきちっと処理するというくらいの構えでやってもらわないと、こういう昔話みたいな年数が出てくるようでは困るなと思いますので。その辺、うまく処理していただけるようお願いしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の債権、議員の皆様方もご存じだと思いますけれども地方自治体が持つ債権、これは公債権、いわゆる税とかそういったものもありますけれども、公債権と民法からなる私債権という、大きく分けるとその二つになります。これは民法のほうの私債権、契約行為に基づく債権ですが、学校給食に関しましてはさらに消滅時効が短期にわたるということで、2年ということでございます。基本的には、民法は10年でございます。

今議員のご指摘にもございましたけれども、この民法の債権というのは債務者が時効の申し出をしない限り延々と残るものでございます。執行停止というものがございませんので、こ

れは永遠に残る。ですから、時効が消滅するのは本人が申し出ない限り消滅しない。もう一つのやり方としては、免除というやり方もありますけれども、これは議会に報告する義務を考えた場合にあまりふさわしいやり方ではないだろうと。そうなってくると、この民事に関しては時効の援用がないものについては債権放棄するしかないというのが、今の法の定めになっています。

今回議員さんからご指摘いただいた「余りにも古過ぎるんじゃないか」ということで、その辺は私どもも重く受けとめてはいますけれども、まずこの民事は学校給食、毎日毎日債権が発行していくんです。これが独特のものでございます。ですので、どこで不納に関する通知を出し、督促し、そして配達証明をし、支払督促するかと。この支払督促の請求も、その人が住んでいる所在地の簡易裁判所のほうに申し出ることにになりますので、やはり住んでいる場所をしっかりと確認しないと支払督促の請求ができないということがありますので、今回債権放棄する皆さん方以外の今の未納者の皆さん方は、全て所在はしっかりと確認は取れていますので、今後はこういった手続をしっかりと視野に入れてやっていきたいなというふうに思っております。

これからも、この徴収の体制のあり方、これは教育委員会で今、男性職員全員でグループをつくって徴収していますけれども、今後もそれをやりながら、今度は仙台地裁を活用した徴収を取り入れていきたいというふうに思っています。以上です。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 参考までに聞きたいんですけども、これよりも古いもの、多分住所を把握しているものに関してはまだ古いものがあるのかもしれないんですけども、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） これよりも古いものに関しては、決算書で確認したんですけども、平成14年度に不納欠損処理でおろしているものがございますので、これ以前のものはありません。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあもう一つなんですけれども、援用は大体年に何件くらい申し出られているのでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 援用に関しては、民事に関してちょっと弁護士とも相談したんです

けれども、基本民法では援用は債権者は言うべきではないだろう、これが基本だろうと。ただし地方自治体というものがある限り、生活困窮者を守るのも自治体の責務ではないかと。そうした場合に、弁護士の指導もあったんですけれども、場合によっては援用ということもあるよと教えてやるのも行政のサービスではないか。要は、生活困窮者に限りですけれどもね、例えば災害で家が流出したとか、火災に遭ったとか、病気になったとか、誰かが亡くなったとか、それで困窮になった方々に対しては自治体としての考え方も、そういった考え方があってしかるべきじゃないか。例えば「生活保護の制度もありますよ」とか、そういったことも教えてやるのも行政じゃないだろうか。

だから、これはケース・バイ・ケースで大変難しい扱いで、教育委員会としてはこの援用に関しては、町長に判断をいただいて行動することになりますけれども、その前段として弁護士さんのほうにご相談をさせていただいて、随時判断していきたいなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） ここ数年というかでは、援用というのは実際あったのか、ないのか、ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） これまで援用で今のところ数人の、そんなに人数は多くないですけれども、10名ちょっとの方からは「もう時効でないですか」というんではないですけれども、「いつまで払わなきゃいけないんですか」とって聞かれるんですね、必ずですね、これは。納めない方々は、よくこれを口にするんですけれども、「いつまで納めなきゃいけないんですか」。そう言われると、この民事私債権は弱いんですね、2年なので。時効は2年です。「じゃあ、いいんじゃない」と言われるんですよ。ですから、そう言われてしまうと「わかりました」ということになって、援用の申し出があったことになってしまう。援用は、口頭でも認められているんですね。

じゃあ、援用しない人は納めていいのかと。これは、納める行為は任意ですので、民法の中では。ですから、納めてもらう分には受け入れる、こういうことになりますので、その判断はその都度その都度いろいろなケースが想定されていきます。

○議長（片山正弘君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今の件でありますけれども、教育委員会のほうから弁護士のところに行って、これらについての取り扱い方について報告書は受けております。教育長を經由して、

この私債権の取り扱いについては「こう、こう、こうだよ」と。その中で、課長等からもあったんですが、私はこういう食べたものを払わないということ、姿勢についてはちょっとものすごく昔から疑問を感じているので、これ以外にもそうなんですけれども。こういう私債権等で、確かに弁護士が言うように、弁護士費用もかかりますから費用対効果もあるかもしれませんが、私は今後については「費用対効果がかかってもいいから、やるように」というふうに担当のほうに言うておりますので、こういう場合について今後は裁判にでももって行って、ちゃんと町の姿勢を出していかないと、「2年たったらもういいんだ」というふうに流れますので、そういう変な風潮にならないようにだけは気をつけてやっていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） ほかにございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 今回放棄する方々がこのくらいいるんですけれども、これを放棄したほかに滞納なされている人は何人おりますか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 平成27年度においてですけれども、滞納繰越分については71名4月の時点でいました。そのうち8人は、この11月末までに完納しております。分納中が21人、それから訪問を継続して納めるようお話ししているのが42名いらっしゃいます。今後、この分納中の方々を除いた42名の方々に対して、支払督促も含めアクションを起こしていきたいというふうには思っています。

それから現年度分ですけれども、現年度分は10月末現在で60人ほどいます。この60人の中には、19人が滞納繰越分も合わせて未納になっております。そういった方々について、今後先ほど述べましたような徴収の仕方をもって接していきたいというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。資料あったんだね、済みません。その分納している中で、懸念者というんですかね、そういう人たちっているんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 分納している皆さん方は、結構この辺については毎月、ちょっと苦しいという人もいますけれども、一生懸命支払う方向で納めてもらっていますので、例えば「きょうは1,000円しかないんだ」とか、あとは3,000円とか、多くて5,000円くらいですかね、そういった形で分納していただいております。ですから、懸念するような方々はこの分納の中にはいないというふうに見ています。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

○議長（片山正弘君） よろしいですか、ほかに。

他にございますか。色川議員。

○10番（色川晴夫君） このように、「学校給食費がこのぐらいありますよ」と。そうなると、町民税から国保税から、そういうことはどうなんでしょうかね。このほかには、いっぱい滞納いますけれども、こういう方はやっぱりその辺のほかの税に関してはどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 済みません、急に税に来たもので。

税に関しては、税法に基づいてやっていますので、決算のほうで資料を出しながら説明していると思いますので。あと日々動いていますので、今この場で数字的なものを求められてもちょっとお答えできませんので、申しわけないですけどもご了承願います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 恐らく、私が思うのにはやっぱり給食費、こうやって払うことができないという方がいらっしゃるわけですよ。そうすると、ほかの町税に関してもなかなか支払いも難しいのではないかなと思うんです。わからない、まだ調べていないからわからないと。

そういうことで、今私町長が言うこと、費用対効果あると思います。しかしその辺は、きちんとこの機会を捉えてやっていただければいいのかなと思うんです。やっぱり地元に住んでいる私たちは逃げも隠れもできないんで、何としても借金してまで払わなきゃいけないことがあるわけで、やはり県外に異動する人というのはある意味で、どこさ行ってもそういう可能性があるのかなと、こういうことを思うので、その辺の税の徴収の仕方というのはやはりこれから町長言うよう、頑張ってくださいたいと、このように思いますけれどもね。そういうことで、取り組んでいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 先ほども言いましたけれども、税のほうはちゃんとやっていると考えております。それで、きょうの私債権の給食費の問題でございまして、先生のご質問は「給食費未納の方は税のほうも」という話なのかなとは思いますが、確かにそういう方もいるとは思いますが。

それで、税の徴収サイドから言えば、保護者が何を優先に納めるのということがあるんですよ。それで、税の場合結構お客さんというか町民の状況、滞納者の状況を勘案しながらいろいろな方法でやっていますし、「ああ、これはちょっと生活レベルが」という者に関しまし

ては、法律の規定に基づいて停止をかけまして不納欠損にしていると。ただ、この給食費私債権でございますので、そういうふうにはいかない。援用の問題もあるという話もありましたけれども、ここまで私言うと差し障りあるかもしれないんですけども、一応時効期間というものもありますので、その時効期間にどうの手だてをするのかと。私債権でもそうですけれども、税なんか特に時効中断措置を入れると、そういうふうなこともやっていますので。あとは、その中でやはり教育課長も言ったとおり滞納者の、まあ「滞納者」というと税の言葉ですので、「未納者」の状況を見ながら、あとは随時判断をしていくしかないのかなと。

あと、また小幡議員が言ったとおり「期間が長いんじゃないか」と。それは、国の場合ですと債権管理する法律がありまして、そこの中で決まっているんですけども、それは地方にはないというのがありますので、地方の場合どうしても後手、後手、後手、後手というふうな状態にもなり得ますので、それはあと条例をつくれればその辺は進められるのではないかなと思いますので、これを機会に今後考えていけばいいのかなと、そういうふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

町長。

○町長（櫻井公一君） 一応参考までに、この間弁護士のほうからもらったペーパーの中で、「私債権の債権管理について、執行部の考え方をちゃんと整理しなさいよ」と。ですから、「町長の考えもちゃんとせい」と。それからもう一つは、「議会もちゃんとやりなさいよ。その上で施行しなさいよ」というふうになっていますので、そういうときにはきちっと腹を据えて議会と対応して出すというふうになりますので、議員の皆様方もよろしく願い申し上げます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。今野議員。

○8番（今野 章君） 給食費で140万円くらいでしたっけ、144万8,000円。それから、次の議案で奨学金で68万4,000円と、こういうことで200万円余りの債権を放棄すると、こういうことになるんですが、やっぱり徴収のあり方がどうなのかなというふうには思うんです。奨学金などは貸す一方で、取るほうなんていうのは考えてもいないわけで、回収するなんていうことは考えてもいないと思うんですね。給食費は、それなりに回収ということも考えて対応はしていると思うんですが、対応する職員は1人だけと。こういうことで、仕事も含めてなかなか回収する時間がどうしても足りないというようなことももしかするとあるのかなと、

こんなふうに思うんですが。

そこで、やっぱりいろいろなところで滞納はあるわけですね、税も含めて。そういう滞納されている債権ですね、これを庁内でやっぱり統一的に回収するという考え方も大事だと思うんですよ。以前、今もあるんだっけ、特別滞納整理室ってありましたよね。こういったところの税務の担当を含めて、回収の仕方の勉強だとかもしながら統一してこの問題に当たっていくということが大事なのかなと思いますので、その辺これまでどんな形でやられたのか。いつでもこれ問題になってきて、そういうやり方が必要なのではないのかということも言われてきたことですので、今回債権を放棄するに当たってどうだったのかなということ、その辺をお聞きをしておきたいというのと、それから今町長からも答弁の中でありましたけれども、債権を整理するためのやっぱり条例をつくるということも当然必要なのかなと。

前に、たしか何かの債権放棄するときにも、私「債権放棄の条例つくっている団体もありますよ。我が町ではどうするんですか」ということを聞いたことあるんですが、そういうこともしておかないと、10年たっても残っていると、こういうことになってしまうということがあると思うので、その辺の考え方ですね。これから整理するのか、それとも条例などはやっぱりつくる方向で考えていくということなのかも含めて、もう一度お聞きをしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず、1点目の職員の勉強会とか徴収体制とかというお話がありました。まず、今回債権の放棄に至るまでに、さっき私債権とか公債権あるということで、今回職員担当課課長、職員、要は担当者ですね、まで含めたところで勉強会をまず一旦させていただきました。私が座長的な役で。そのときは、総務課長だったかと思いますね。まずその債権、私債権・公債権とは、そして今回債権の放棄に至る、そういうところまでまず職員は勉強というか確認、そのときの講師ではないですけども、ノウハウは滞納整理室の室長なんかを交えていろいろさせていただきました。

そのときに、私債権とか公債権とかというのは何なのかとか、債権はどんな手続でどうだとかということを、改めて職員に理解をしてもらいながら、今回たまたま給食費とか何かありますけれども、ほかのものもどうなんだと、水道も含めてどうなんだと、そういうところをいろいろ今回はさせていただいて、きょうそのうちの債権放棄の一部を条例、議案として上げさせていただいております。

ですから、この辺の滞納といますか未納者と言えいいんですかね、そういう人たちの取

り扱いについて、内部的にはまとまって何か情報交換、ただ情報交換といってもこの辺はちょっと難しいところがあります。情報というのはありますが、何か一つの勉強会、あるいはどこかに集約してという話は、今ちょっと話は出ていますが、具体的には今後どうするかと、まだそこまではいっていません。ただ、何かの形はとっていかなくちゃいけないだろうというところもあります。勉強会も、あわせてしていかないと。

それから、条例ということでちょっと今ありましたけれども、これはまだ具体的にこうだよとは、一切まだしていません。ただ前にもあったかな、ちょっとそういうのが必要でないかと、ちょっとは私は記憶はありますが、その辺も含めてまだまだ進んでいませんが、ちょっとそこは頭に入れながら、これからの取り組みではないかというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 債権放棄そのものは、これまでたまったものを整理をすると、こういうことですからいたし方ないと言えはいたし方ない、こういうことだと思うんですが、やっぱり今後の課題がこういった事態を生まないということが重要なことだと思いますので、ぜひこういう滞納なり未納なりというものが極力生じないような方策を講じていくということが必要だと思います。

そういう点では、全国のいろいろな自治体で悩みを抱えながら、弁護士さんのお話を聞きながらやっているんだと思うんです。そういう中で、それぞれこういう解決方法がありましたというのもあると思います。その中に、また債権放棄するための自治体としての条例の制定ということもあると思いますので、私はやっぱり行政側がそういう点でスムーズに執行できるような体制をつくっていく上で、そういうものが必要だということであれば早めにつくって対応すべきなのではないかなと。やっぱり、こういうのに手足取られてほかの仕事がおろそかになるということでは、私はだめだと思うんですね。整理すべきものはきちんと整理しながら、滞納を残さないで進める体制をつくっていく。そのために必要なものはきちんと整備するということで、ぜひ進んでいただきたいなというふうに思います。

要望になりますけれども、そういうことでぜひ頑張ってくださいと思います。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第133号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第133号権利の放棄については原案のとおり可決されました。

○議長（片山正弘君） ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時55分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第8 議案第134号 権利の放棄について【奨学金貸付金2件】

○議長（片山正弘君） 日程第8、議案第134号権利の放棄についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第134号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第134号権利の放棄については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第135号 指定管理者の指定について【松島町運動公園：管理事務所、多目的運動広場、野球場、テニスコート施設】

○議長（片山正弘君） 日程第9、議案第135号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番菅野議員。

○11番（菅野良雄君） では、議案135号について質問いたします。

公募について伺いますけれども、指定管理者制度では議会の議決を必要としますけれども、管理者の選定に当たっては株式会社や公益法人、NPO、いろいろ幅広く公募できるわけで

ありますけれども、その上で施設の稼働率を上げたり、それから経費の削減を図るというようなこともその目的であって、指定管理としますけれども。

今回1社だけということでありました。前もそうだったんですけれども、何であのすばらしいグラウンドに応募者がいないのかなというふうに思うんです。やっぱり、競っていくことによっていいサービスだったり、経費の削減だったりできるんだろーと思いたすけれども、あの運動公園ってそんなにメリットがないのかなというふうに思いたす。メリットがないのかと思いたすが、一方では必ず1社応募してくるわけですね。どういふ理由があって、そういうふうになっているのかなということ、ひとつ聞きたいです。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回の運動公園の公募に関しましては、当初は2社ほど申し込みという形で、仮申し込みですね、最初は、ありました。説明会当日になりまして、その1団体が辞退したということで、最終的にはきょう議案に出していますNPO法人が説明会に来たということなんですけれども。メリットということになりますと、それはないわけではない。あるからNPOさんも手を挙げていふというふうに思いたす。やっぱり一番なのは、地域に密着したスポーツ活動ないし取り組みだというふうに思うんですけれども、NPOさんのこれまでの経過というのを他のスポーツのNPOの皆さん方が認めていふのかどうかかわりませんが、そういう判断ができます。

あともう一つは、今回の運動公園は駐車場も管理をしておりまして、この駐車場は町民バスも入ってくる駐車場ということで、雪が降った場合とかは除雪作業もNPOでやるということになっていふので、そういう年間を通した活動の中でやはり少ないのかなというふうには思いたす。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 駐車場は、今までは入っていなかったんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 駐車場は、最初からずっとこれまでも入ってきていふ。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） わかりました。管理料を見ると、今回の公募では予定限度額が1,564万4,000円ですかということになっていふんですけれども、これは平成26年度の管理料も同じだったと思いたすけれどもね、同じような金額だったと思いたす。

それで、指定管理制度の目的の一つに経費の削減ということがありますけれども、この経費

の削減がなったのかならないのかということを見ると、同じ金額でまた管理するということになると思うのかなというふうに思うんです。経費の縮減というのは、図っているのか。人工芝にして、8,800万円くらいですか借金してつくったわけですがけれども、あれだけいいグラウンドにしたならば利用者もふえていいのではないかとというふうに思うんですよ。利用者がふえれば、当然利用料金もふえるんだらうなというふうに思うんです。指定管理料にはその収入料金も含むというふうになっておりますので、その辺のところはどういうふうになっているのかなというふうに思いますので、ご説明いただければなというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） まず、マリソルさんが平成23年から指定管理ということでやっているわけですがけれども、当初指定管理に関しては当時の消費税で、0.5%で設計を組みまして実施してまいりました。平成25年度に見直しがありまして、0.8%に変わったということでお互い協議をしまして、平成26年度から80万円ちょっと上がりましたけれども、今の1,564万4,000円の指定管理料でやってきているということでございます。

それからあと、今議員さんのほうから「人工芝になって、大分経費削減になっているんじゃないのか」ということでお話がありまして、実際人工芝にしてから10月までで約60万円近い金額が伸びています。これは、平成26年度の決算額に対してもう既に伸びているということで、今後冬場に入ってシーズンオフにはなりますけれども、人工芝の利用は恐らく多少あるんじゃないかなと見込んでいますので、どのくらい伸びるかというのは今見込みで考えていますけれども、100万円くらいは伸びるんじゃないかなという見込みはしています。

じゃあ、それを引いた上で考えるべきじゃないかということなんですけれども、来年は再来年のインターハイに向けてプレ大会がもう入ってきます。その会場の制限というのが大分出てきます。

それからあともう一つは、野球場がもう築25年を超えまして、コンクリートの部分の劣化が大分ひどくなってきていると。今回もNPOさんのほうと協議をしまして、バックネットの上についているスピーカーについても指定管理者側のほうで「まずは善処したい」ということで、こういった設備も直すということで、今後野球場の中の壁が大分湿気を伴ってクロスがもう剥がれてきているということもありますし、それからあとはベンチの上のダッグアウトのゴムラバーですがけれども、これがもろもろになってきていまして、これを何とかしなきゃないだらうということ今考えております。

それからあと、ことしもグラウンドの土の入れかえは行いましたけれども、やはりこうして

使ってくると今高校の軟式野球のリーグ戦のメイン会場になっていまして、結構土日は高校野球の軟式が入ってくるということで、大人が使うものですからやはり3月にもう一度土の補充をしないとうまくないんじゃないかということで今考えていますので、こういったもろもろの経費がどのくらい実際かかるか見込みながら、判断していきたいというふうに思っています。

各指定管理者、毎月報告はもらいますけれども、特に運動公園のほうにつきましては中間決算というのを必ず出していただいて、残り6カ月の見通しを打ち合わせしています。ですので、そういった話し合いの中を通していきながら、指定管理料の見直しが必要なのかどうかを協議していきたいというふうに思っていますので、今後の利用がどれだけ伸びるのかということ判断したいと今考えております。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 修理とかというのは限度額があって、それ以上超えれば町で修理するんでしょう。だから、収入は指定管理者に入っていくわけでしょう。指定管理者の修理の限度額って、どのくらいだったけな、30万円、5万円、そんなところじゃなかったですか。ちょっと忘れてしまって。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 修繕に関しましては、運動公園は150万円だったですかね、ちょっと今細かい数字あれですけども。グラウンド全体の維持管理経費、これが毎年600万円くらいで推移しているんですね。この600万円くらいで推移していた維持管理経費のうち、一番お金がかかっていたのが天然芝にこれまでかかっていたわけですけども、これを今ほとんど野球場に追加しているということです。ですからそのグラウンドの維持管理に、今後どのくらい見込むのかなということで、先ほども言いましたけれどもやはり大人の方の利用が今高いものですから、土の補充というのは年2回くらいかなと。

ただ、それと修繕は別に使い分けてきちっとやっていますので、修繕が余れば精算で戻していただくという形は考えていますので、それは今までと変わりません。ですから、そういったトータル的なものをしっかりと見極めていきながら、次年度に入っても打ち合わせをさせていただいて、指定管理料の見直しが必要であるならばその辺の申し立てをしていきたいというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 「見直しが必要であれば」でなくさ、今度見直しになるんでしょう、ま

ず、今度新しく契約するんだから。そのときに、町としては1,564万円だっけかな、その限度額を定めたわけでしょう。そのときに、そういうグラウンドの整備とか何とかっていうのを含めて限度額をつくったんじゃないのですか。ただ単につくったわけじゃないでしょう。そういうグラウンドの整備、野球場の整備なんかも含めてつくったわけじゃないんですか。違いますか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） グラウンド関係の維持関係に関しては、平成23年からずっとこの間大体590万円から700万円の間で推移してきていたということで、うちのほうではそれらの平均値、平成24年度から26年度の平均値で一応積算はしていますので、先ほどから言っているのは今ここで平成27年度の結果を見た上で、やっぱり来年3月までどうなるのかというのはちょっと人工芝も読めないんですね。もしかするともっとふえるかもしれませんし、余り冬場ちょっと伸びないかもしれない。でも、テニスコートのほうも今のプロテニスプレーヤーの人気ブームで若干伸びてはきていますので、そういったものも相殺しながら平成28年度の前期でこの辺の打ち合わせはしていきたいというふうに思います。

ただ、その間にグラウンドの例えばマウンドをもう一回つくるかどうかとか、そういう話し合いも出てきますので、その辺も精査していきながら事業経費に関しては詰めていきたいというふうに思っています。

監査の段階でも現地も見ていただいて、いろいろとご指摘もいただいていますので、その辺もきちっと公開していきながらやっていきたいというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） よくわかんないんだけど、町で今度管理者募集するときに、「管理運営の予定限度額はこのくらいだよ」って決めたわけでしょう。一方で、応募者のほうでは提案価格として委託料は5年間で7,822万円だよということで上げたんでしょう、多分ここさ書かっているのを見ると。こいつ、5年で割ると1,564万4,000円ピッタリなわけさ。だから、これは金額とか何とかっていうのは議決事項じゃないんから、申しわけないんだ、余計なところに入っているんだけど、普通であれば管理制度ということからいけばやっぱり効率性とか利用性を上げていって、しかも収入を上げて管理料を安くしていくんだという、そのほうが町にとってはメリットあるよということなんでしょう。だけれども、また同じ金額でやっていくんですかということなわけさ、聞きたいのはね。

これから出てくる工事入札の金額なんかも見ると、やっぱり競争性のないところは高いわけ

さ、97%だの99%だのね。だけれども、競争しているところは70何%って下がるわけ。だから、ああいうすばらしいグラウンドなのに、もっと競争させたらいいんじゃないのと思うわけ。環境はいいしね、管理者も言っているようにホテルもあるし「いいところだよ」と言っているのであれば、そういうことをもっともっと広報してき、できるだけ多くの人に参加してもらったほうがいいのではないかというふうに思ったので、そんな質問になったわけでありましてけれども、その辺のところはいかがでしょう。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 収入に関しても、平成24年から平成26年までのまず平均を見て今回も積算はしていますので、先ほどから申し上げているとおり人工芝の結果というのは平成27年度終わってみないとどのくらいの伸びっていうのが見えてこないもので、その辺に関しては平成26年度以降の金額の中で前期・後期と分けながら協議をしていきたいなというふうに思っています。

それから、あと指定管理の公募のあり方ですけども、松島町に事務所なり拠点を置いていなければだめだということで募集をしているわけじゃなくて、「置くことが将来見込める企業・団体」というふうな表現はしていますので、どこの方でも一応松島に拠点さえいつか置ければ可能なわけなんですね。それは、先ほども言いましたように駐車場の管理が温水プールも使う、バスも使う、さまざまな形で使っていますので、どうしてもやっぱり地元の事務所がないと突然雪降ったときの対応とかもありますので。それから、あと大会が重なったときにプールの利用者のスペースを確保しないとトラブルが起きますので、そういったことも含めながら考えておりますので、まずは平成27年度までの5年間の指定管理が終わった段階で、次のステップをどうしていくかということは細かく精査していきたいということで、ご理解いただければなというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） この後に出てくる一般会計の中に、債務負担行為で運動公園の何千万円だけ、出でくるわけでしょう。これからということでないと思うんだよ。ある程度決まっているから、債務負担行為上げたんだと思うけれどもさ。そういう面からすると、これから考えていくとか何とかということでないと思うんです。

だから、基本協定の中で5年間ということにしていくんだと思うけれどもね、でしょう。ちよっとお答え願います。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 指定管理料の定め方については、前回監査でご指摘いただいたように年度協定で決めるべきじゃないかということで監査でもご指摘をいただきましたので、基本協定ではなくて年度協定の中で毎年毎年、前年の実績にきちっと見合わせた形で費用は考えていく。しかも、それは議会にしっかりと報告をし、議会にもお認めをいただいて、その事業に着手していくという流れにしていますので、ぜひそれでご理解いただければなというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 監査の中で指摘したのは、基本協定の中でその5年間の金額を定めていたわけだ。それが変わったから「これは違うんじゃないですか」ということで、「基本協定を変えるべきだったんじゃないですか」という我々の指摘だったのね。だから、あくまでも基本協定は基本協定で結ぶ必要はあると思うんですよ。その上で、年度協定ということで結んでいく必要があるのではないかと考えているんです。

それはそれとしていいんですが、ただこういう形で予算取るのであれば、これからのことじゃなくきちきちっとある程度決めた上での契約にしないとだめなのではないかなという思いがしたものですから、質問したわけでありまして、例えばなぜそういうふういきちっと決めておかなきゃならないと思ったかという、電気料なんか上がったときに「上げてください」って言われるわけでしょう、管理者から。「わかりました」って上げているわけだよ。だけれども、下がったときもある。そのとき、じゃあ「返しましたか」ということになるわけでしょう。そういうこと、なかったと思うんですよ。指定管理料、電気料下がったから下げたということは、私は記憶ないんだけど。ただ、電気料上がったときとか消費税上がったときは、確かに業者さんの要望で上げているわけね。だから、そういうことまである程度定めておかないとうまくないんじゃないですかという思いがしたから質問しているわけですが、すけれども。

だから、当初からきちっと契約を正しく結んでいてくださいねという意味なんです。私の意見はそういうことなんですけれども。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 電気料に関しては、ちょっとプールのほうで一括しているものから、次の議案にもなりますけれども。この電気料に関しては、使用料が大幅に減ったとか、水の使用料が大幅に減ったとかというときは、きちっと最後の最終月に減額をしています。それは、指定管理者側からも申し出があって、それをうちのほうもチェックをして減額した

りしていますので、次の議案にはなりますけれども温水プールではそういう形をとっていますので、先ほどの運動公園のほうもそのような状況が確認取ればしっかりとその辺は減額をして、次の新年度の予算のときに議会に説明したいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） じゃあ最後になりますけれども、「指定管理者制度にしたほうがメリットが大きいですよ」ということで、しているんだと思います。ただ、直営という考え方もあるわけでしょう、当初は直営でしたわけだよ。ただ、現在この時点になって、例えば「直営でしたら、こういう形になる」というふうなデータというのはつくったんですか。つくってありませんか。つくっていないと、直営でしたほうがいいのか、指定管理者にしたほうがいいのか、比べようがないわけでしょう。そういうものをつくっているのかどうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 今回のこの指定管理、一番のメリットはやはり人件費ではないかなというふうに思います。今運動公園には2名、専従でNPOさんが職員を置いています。それから、温水プールも複数の人間が入っています。これを、例えばスポーツインストラクターの部分だけを委託業務とかで出して、実際の事務ワークは職員がやるとなると、やはり人件費は3倍くらいになります。ですから、そういったところの一番メリットがあるので、平成23年度に指定管理にもっていったという経緯もございますので。

ただ、なおこの事業運営経費、一番大きい金額ですけれども、プールもそうですけれども、この辺についてはきめ細かな維持管理の中でどこが切り詰められるとか、そういったものは中間決算なり毎月の報告で意見を聞きながらやっていきたいと思いますので、その辺は十分注意して取り扱っていききたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） できるだけ多くの町民が使いやすいようにしていただければいいなと思います。参考にお聞きしますけれどもあの人工芝、例えばの話ですが今人気のあるラグビーなんか、来て使ってよろしいんですかね。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） ラグビーで使う場合はですね、芝のパイルの長さが違っていて、ラグビーはどちらかというと長いんですね。なぜ長いかというと、ポイントがサッカーの2倍の長さがありますので、そういう踏ん張る力というのに耐えられる芝の長さにしなきゃいけないので、ターフの質が変わってきますのでちょっとラグビーは厳しいかなというふうに思いま

す。

○11番（菅野良雄君） わかりました。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。ございませんね。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第135号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第135号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第136号 指定管理者の指定について【松島町運動公園：温水プール施設】

○議長（片山正弘君） 日程第10、議案第136号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。11番菅野議員。

○11番（菅野良雄君） これも二、三、お聞かせ願います。

これは、今まで共同企業体で管理運営してきました。今回は、単独でセントラルスポーツということになったでしょう。その理由としては、どんなものがありますか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） 選定委員会の中で、そういったお話細かくはいきませんが、ただ単に経費削減ということで2社でのJVよりも単独でいく場合のほうが、経費が抑えられる部分が多々あるということで、今回はセントラルスポーツさんが単独で申し込んできたということでございます。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 経費削減ということは、人的な配置も含めてなんですかね。そうすると、サービスなんか落ちるということはないんですか。

○議長（片山正弘君） 櫻井教育課長。

○教育課長（櫻井光之君） サービスの低下ということはありませんけれども、今までどおり

スポーツインストラクターの有資格者の皆さん方はセントラルスポーツさんから派遣されてきた方々ですので、その辺の技量、そういったものについては低下することはないというふうに見ています。

○議長（片山正弘君） 菅野議員。

○11番（菅野良雄君） 管理料が前回よりは下がるんですね、全体的にね。ですから、管理料が下がってサービスが落ちることはないというのであれば、大変よろしいことなんで、ぜひ前の議案もそうしていただければよかったなという思いがしますけれども。以上です。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第136号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第136号指定管理者の指定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第137号 工事委託に関する協定の締結について【松島浄化センター長寿命化改築工事委託】

○議長（片山正弘君） 日程第11、議案第137号工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 浄化センターですね。2億800万円余りの協定金額ということになるんですが、ここから離れてね。

ちょっと浄化センターの長寿命化ということで、今回オキシデーションディッチ、それから管理棟、ポンプ棟ですか、汚泥棟と、こうやって長寿命化を図っていくわけですが、何しろ2億円を超える予算を投じていくと、こういうことになるので、いろいろ社会資本の整備資

金ですか、こういうものも使うわけですけどもね。単独浄化槽ということで前々から言っているんですが、県の補助ね、もらえないものかなとどうしても思うんですね、私。この浄化センターの件についてはね。その辺、単独でやっている市町村が、県内にたしか七つだか八つくらいあったかと思うんですが、そういう単独の町村の首長さん方と、同じように長寿命化講じなければならぬような状況になってきているんだと思いますし、県の助成なんていうことをもっとこういう時点で求めたりはしていないのか、そういう話し合いとかはないのか。非常に人口が減って、下水道事業そのものが困難なところが、流域に入れなくて困難なところで単独でやっているわけですから、もう少し県などの手当てがあってもいいのではないかと私は思うんですけども。そういう話し合いなり要望なりというのは、していないんでしょうかね。その辺、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 私がここに来て3カ月くらいですけども、ここでは聞いたことはちょっとなかったです、はっきり申し上げまして。今回この長寿命化事業をするときに、担当から話を聞いたときに、何でうちのほうは単独でやったのかなと、逆に思いながら説明を聞いていたようでございまして、今の今野議員からのお話、今度そういう機会があったらその町村と「どうなのや」と、ちょっと相談してみたいと思います。それ以前のことにしましては、所長のほうから答弁させます。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 単独の団体があるわけで、それでいろいろ申し込みしなかったのかということでございますが、下水道担当課長会議1年に1回くらいあるんですが、そのとき私1年目だかのときはちょっとそういう話がありまして、少しお話ししていたんですが、そのときの回答では「ちょっとできない」という回答をたしか伺ったかなということを記憶しています。ただ、折について担当課長会議ございますので、その都度お話ししていきたいなというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 我が町は、もう既に長寿命化ということで手をつけてしまって、投下しているわけですよ、お金をね。もう、今から要望してもなかなか来ないのかなと。そうすると、次はいつなのかなという思いはあるんですが、やっぱり単独でやっている自治体に対する県なりの補助というものについて、粘り強く私求めていく必要があるんじゃないかと思うんですよ。そういう点では、今後のことも含めていろいろあるんだとは思いますが、この

まま単独で進んでいって、また20年後に長寿命化なり何なりの手当てをしなくちゃいけないと、こういうことが出てくるんだろうと思うんです、このままいけばね。そういうことを見越してですね、やっぱり単独でやっている市町村と一緒に連携してそういう制度を県につくらせていくということが、これからうんと大事なんではないかなと思うんで、ぜひそういう考え方に立ってお金の工面といいますかね、考えていただきたいなというふうに思うところがございます。

あと確認ですけれども、契約に書いてあるんでしょうけれども、これ協定ですから、事業費として余れば当然返ってくると、こういうことなんだと思うんですが、超えるということはないんですか。その辺、ちょっと教えてください。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 今のところは、超えるということは考えてはおりません。ただ、事情変更によりまして、やっている途中で例えば重大なものが出てきたとかというケースがあるかもしれませんので、そういうのができればふえる可能性はございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、ふえたときはもう一回変更契約というか、変更協定というか、そういうことで議案になって出てくると、こういうことなのかですね。それから、管理棟の長寿命化ということもあるんですが、これは働いている皆さんとの関係では支障はないのかどうか、その辺確認させてください。

○議長（片山正弘君） 櫻井事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 管理棟に関しましては、ちょっと職員もいるわけですが、これは支障のないようにやっていくということでございます。

あと、それから変更増になった場合は、新たに協定の変更をかけるということになるということでございます。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

私のほうからも、1点。今、今野議員がお話しされた中で、最初にお話しされたいわゆる松島町にとっての特殊財政状況というふうな考え方で捉えれば、当然特別交付税枠等宮城県に來た配分の中から、こういった単独処理をしている自治体に対してのいわゆる重みをつけた配分の仕方というんですかね、そういったことに対しての要望等はこれまで出されたことはなかったんですかね。その辺、ちょっと確認しておきたいんですが。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 単独公共下水道は、県内に何者かあるんですけども、今結論から要望、そういうことはやったかと。単独公共下水道でやっている町村で、そういう今言われたような案件での要望はしておりません。ただ、ちょっと先ほどのに戻りますけれども、単独でやった公共下水道で今ちょっとあれなんですけれども、連絡協議会みたいなものをつくったりして、さっき言ったいろいろな要望とかはしていました。今しているかどうか、ちょっと私確認が……。前は、単独でやっている市町村で、いろいろそういう取り組みはしていました。

そういうことでこれからの取り組み、単独でやったところはそれなりに理由が各自治体ちょっといろいろあるんで、それはなかなか難しいのかなとは思いますが、そういう要望というのは今までちょっとしていないところがありますね。今後取り組む形として、単独公共下水道の連絡協議会が前あったんですけども、何かそういう場があれば財政的も含めてそういうのに取り組んでいければなど。この辺は、松島町ばかりでなく単独の人たちと意見を合わせながら取り組む必要があるかと思しますので、そういう場を極力持つようにしながら、取り組めればなと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 各自治体、自治体に特殊財政需用があつて、松島の場合にはこういった飛び地というんですかね、仙塩広域都市計画の中における下水道計画上も飛び地的な位置、あるいはこれまでの経過措置を踏まえて、松島の観光都市計画で定まった中で位置づけして今日に至っているんだろと思うんですけども。そういった考え方をしたときに、宮城県一般の中で見たときにやはりこういった特殊財政需用を持った都市間で、いわゆる協議体というんですかをとって、やっぱり速やかに特殊財政需用にある自治体に対して、宮城県に対して要望行動を含めて速やかにやるべきではないかなと思うんです。そういったところ、ちょっと町長よかったらそういった考え方に立って、どうでしょうか。旗振り役も含めて、いかがですか。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 最初にちょっと私言います。松島町の単独公共下水道の流れというのはちょっと昔ありまして、多分古い議員さん方はご存じかなと思います。結論から言いますと、松島は「単独で行きます」というふうを選択したほうです、どちらかと言うと。それが今、果たしてどうかというのはいろいろ論議あるかなと。そういう中で、それから時が相当

離れていますので、そういう自治体もいっぱいあるということで、一つの取り組みとしては考えていきたいなというふうに思います。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。

町長。

○町長（櫻井公一君） なかなか難しいのかなと思いますけれども、きょう傍聴されている方もいますけれども、そういった先輩の方々が悩んで悩んでこういうものをつくったんだろうと。そういう時の経過も踏まえて考えないと、ただ単に今財政苦しくなったから、少しやるときに県に「何かくれ、くれ」って言って、一つの自治体が騒いでもなかなか難しいのかなと。

もう一つは、県も大変だろうとは思いますが、そういった今の実情をまず、幾つの自治体があるか、私もどここの自治体があるかわかりませんので、その辺も担当のほうによく確認して、いろいろきょう後でそういう時間があつたらきのうのことちょっとお話ししようかなと思っていますけれども。首長さんたちに会う機会が今後多くなるようですから、そのときに自治体・自治体の首長にちょっと経過を聞きながら、ご相談申し上げていきたいというふうに思っております。何らかの方向があれば、すぐに報告申し上げます。

ただ、県に要望書だけ出すんだったら、簡単にボーンと要望だけ出せばいいんですけども、ただそれだけではまずいだろうというふうに思いますので、内情をよく把握してやっていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 確かに、これまでの経緯とかそういったものを踏まえて、松島が今日単独でこういった浄化槽設置をされ、今に至っては長寿命化の事業までも進めていかなければ、施設の延命化が図れないというふうな実態にあるかと思えますけれども。よく考えてみると、こういった事態はこれから例えば仙塩広域でやっている2市3町でやっている事業なんかもそうなんですけれども、手を挙げたときはなかなか周りと歩調が合わなくて、その協議・協定結びまで時間を要している間に、とても自治体単独でのそういった需用にどうしてもお応えしなければいけないということで先行的にやったと。時間たつ中で、後から「仲間に入れてくれ」、あるいは逆に仲間から外れて、単独でもやらざるを得ないというようなこともあるわけですからね。そういった事情も踏まえてみれば、やはり県内35ですかの自治体の首長さんの中でもそういった話し合いがあつたときに、何カ所か同様な立場でいる自治体はあはずですから、その辺のほうやっぱりタグを組んで県知事とかと懇談する中で、何とか見ていただけるようなホシ、これが政治力だと思うんですね。その辺をちょっとお願いしたい

と思いますので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今、35自治体の中でどのくらいの自治体があるか私わかりませんが、ただ震災から4年9カ月になりますけれども、震災発生で多分例えばこういう浄化センターが沿岸部にあった地域は、相当数損害を受けたところがあるんだろうと思うんですね。そういったところは、交付金事業で多分全面改修されていると思いますから。そういったところもまず踏まえて、やっぱり物事考えていかないと。あのときは七つあったかもしれないけれども、実質調べたら二つか三つしかなかったとか、そういったこともあるので、よく検討してやっていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。

他にございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第137号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第137号工事委託に関する協定の締結については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第138号 工事請負契約の締結について

【石田沢地区防災まちづくり拠点施設他建設工事】

○議長（片山正弘君） 日程第12、議案第138号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川晴夫議員。

○10番（色川晴夫君） 質問いたします。

今回のこの石田沢地区、契約金額は6億2,000万円と。今回の復興交付金事業の中では建築部門ではこれが最大の工事費かなと。建築ですよ、道路別にして。そういう中で、もうこれは計画の当初から質問をしておりました。そういう中で、今回このようにいよいよこの建築工事が始まるということでございます。当初の計画は1,500平米くらい、450坪くらいの計画

だったのが縮小になったと。今、大体1,060になりましたかね、坪数で言ったら321坪。そういうふうに分減った、小さくなったと。こんなに大きい建物どうするんですかという質問したかなと思うんですけども、改めて何でこのくらいのコンパクトになったという理由と、これから今後この建物をどのように運営管理するのか。それをまずお聞きをしたいと思えます。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、減った理由についてお話し申し上げます。当初は、海岸地区のほうで有事の際に「ここを中心に被災者が来るだろう」ということで、600人を超える被災者ということでカウントしていました。1人当たり1.65平米でカウントしまして、六百数十人だったでしょうかね。それが近傍のホテルでも引き受けしていただけるということもありまして、450人にまで減りました。それで、掛け算をしまして約1,000平米ということに減りました。当然その中で、「こんなに大きい施設は要らないのではないか」という色川議員のご指摘もありましたので、再度再度検討させていただいて、面積もそのように調整させていただいたということがございます。

それから、管理の状況ということですが、ここには防災センター会議室、それから大屋根できますので縁側空間、トイレ、そういったものができます。この防災センターでは、無料の休憩時機能に加えまして、観光だとか防災関連情報のインフォメーションと、それから東日本大震災の記録集だとか資料集、防災関連製品などを展示する、これは必須条件になっています。また、移動可能なワゴンを活用しまして、地元産の農産物・海産物の産直ができる施設としても検討しています。これは、縁側空間を使ってやりたいというように考えております。

それから、会議室では震災関連を中心とした視察研修の受け入れ、展示ギャラリー、それから各種会議、こういったことをやっていきたいというように考えております。それから、縁側空間は先ほど申し上げました産直の機能として連携して使ってきたいと。それから大きな駐車場できますので、こちらについては水バケツや水消火器などの講習会、訓練といったことを計画しております。

それで、主な質問の「管理どうするんだ」という話ですが、平成28年3月31日という工期で今回提案させていただいておまして、平成28年度に繰り越す予定でございますというようなことを申し上げさせていただきました。実際ですと、平成28年度末まで建物としてはかかる見込みでございます。それと並行して第3期だったでしょうかね、場内環境整備

工事が後ほど発注されまして、平成28年度末までこの工事がかかるであろうというように考えております。その後1年間は、私どもの職員と臨時職員さんの力をかりまして管理をさせていただいた上で、指定管理というようなことで移行していきたいというように考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） この平面図を見て、2枚目ですね、A3の2番目ですね。会議室を設け、それから防災まちづくりセンター。この防災まちづくりセンターのほうでは産直的なイメージを持ちながらワゴン車でというようなことでありますね。会議室のほうではいろいろな会議、ギャラリーも含めてやりますよというようなこと。

今お話、1年間はそのまま松島町のほうで管理しますというようなことを、今言われました。実は、この計画持ち上がってから、「この管理の方法はどうするんですか」と再三聞きました。そうしたら、今のような答弁はございませんでした。最初から指定管理者と、そのような方向で私は答弁を受けていたと思います。その中で、これが今回は1年間やると。どういったことで、このような方向変換になったのでしょうか。どういうことになったんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） これまで町として、大きな施設ですと温水プール、それから文化観光交流館、こちらにつきましてはおおむね1年間くらいは直営で運営管理をさせていただき、どういった運営が本当に好ましいのかということを実際に見て、はかってみて、それで指定管理に出すときの条件書をつくるというやり方をしてきました。それが、私どもとしては間違っただけではなかったのだらうと思っています。それで、今回もこの石田沢につきましては色川議員最初に申していたように、町としては一番大きな建物としてのものだということでございますので、私どももすぐに指定管理ということも最初は考えてはありましたが、まず1年間くらいは直営でやって、それで指定管理者の指定ということをしていったほうがよろしいのではないかとということにさせていただいております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 温水プールや何かは、確かにそうですね。最初は町管理でやって、どのくらいのかかるかということを経験しながら指定管理に移していきますよと、それは最初からの話だったんです。今回の場合、違います。最初の計画は指定管理者で最初に行く、こう明言しているわけですよ。それが、今答弁のように「プールと同じような」と。その中で、だから前の執行部のときは、「そろそろこの建物が始まるんで、もうそろそろここに入

る業者さんなども選定しながら考えていただきたい。2カ月や3カ月で、こんな大きい建物の準備や何かできませんよ」ということで、「そういうことを検討していきます」と、こう言っていたはずなんですよ。そういう中で、今答弁のようにこういう大きい建物だから、様子を見ながらどのくらいのコストかかるかということの答弁だったかなと、こう思います。

それで、あそこを最終的には2年後、3年後になるか、1年と今言いましたけれども、将来指定管理者にすると。今後1年間あそこを運営管理してみて、恐らく1年間でその動向がわかるかなと思います、あそこは。松島というのは、本当に地元の人でも通勤もあります。地元の人でも、あそこを利用する方もいらっしゃいます。しかし、松島というのは観光地でありませぬ。夏のシーズンと冬では全く違うわけですよ。全く違うんです。

それをわからないで、よく「松島に進出したい」、そういう方がいっぱいいらっしゃる、お店。しかし、「松島ってこういうところですか」というような意見、よく聞きます。そういう中で、今回1年間あそこの中に松島町がやって、1年間あそこを利用する方何人いらっしゃるか。トイレを利用する方とそのワゴン車、ワゴン車みたいなそういう中途半端なもので、そういうあそこのお店っていうのですかね、店を運営するということになると、最初から「何だ、こんなものは」というような、ご利用される方が非常にマイナスのイメージを受けるといけないかなと私思うんですよ。やるなら、きちっとしたものを最初からやっていかないと、あそこは決してうまくいかないと思う。

そうすると、1年間のその収支、人数、どのくらいのお客様が入るか、そういうことが後の指定管理を受けたいという人は消極的になってくる可能性があると思うんです。そういう中で、その辺の試算というものか、計算というんですかね、そういう動向調査、これから始まるかなと思うんですけれども。その辺のあそこの道路、社会実験道路でもっていろいろな計算上出てきていると思います。そういう中で、どのような計算の方法、運営の方法、そこまで計算してやっているのかということなんです。どうなんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） まず、ワゴン車が中途半端だということでございますけれども、ここは防災まちづくり拠点施設ということで、それが主題になって復興庁からお金をいただいているということでございまして、有事の際は直ちに防災施設ということで避難所として開設をしなければならないということになりますと、移動式のゴンドラを使ってやらざるを得なくなっていくということは言えようかと思います。これが中途半端というのは、ちょっとほかにどんな方法があるかお聞きしたくなってしまうんですが。

それで、試算の動向調査ですが、これらについてはまだしておりません。ただし、ここ西側の町の入口になりますよね。これまで南側の入口がマリンピア松島水族館だったと。そこが、今度跡地になると。この西側の入口になりますので、結構観光情報を得たいという方はふえてくるだろうというように考えています。ですから、その観光の情報発信ということでは、しっかりしていかなくちやないと。それをしっかりすれば、お客さんはふえていくだろうというふうに考えています。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ワゴン車が中途半端、ちょっとイメージつかないんです、私。これだけのでっかい建物をね、ワゴン車でもって移動しながら、どういうお店づくりを……。わかりますよ、これは避難場所ですから、いざのときはそういうふう対応しなきゃいけないのはわかるんです。わかるんですけども、一番最初が肝心なんです、何でも。その辺のイメージアップで、こういう320坪の建物ですからね。それがその中で、防災機能もその部分で含めるといえるのはわかるんです。しかし、一般的に利用する方というのはそういう情報、今課長言われるように情報を求めている方もいらっしゃいます。確かにいる。そしてあそこが一番多いのは、絶対的にもう利府街道、長老坂が一番混むわけ。それもわかります。そのときの利用は、一番トイレ。あそこはトイレ利用する方、断然多くなると思うんです。そこで何かを買い求めたい、そういうことの要求は当然出てきます。しかし、目的は松島海岸ですから。

そういう中で、ワゴン車的なもの、ちょっとイメージつかないんですけども。道の駅、高速道路の中で外にあるような外販、そんな感じのイメージしか私ちょっと受けないんですよ、移動するんですから。固定のような、そういうものがどのような位置づけするのかなということも含めながら、どう考えているのか。これからだと思えますけれども、そういうことも含めながら、この1年間そういう試行的にやる、それから次1年間指定管理する。

こうなりますと、本当にもう一回言うんですけども、この1年間の人数動向によって、私は考えていた人が「ここではちょっと難しいんでないかな」と。こういうふうになった場合、仮に最悪のことになりまして、指定管理を応募しない方がいるかもしれません。その場合、どうなります。その場合のことも考えましたか。1年間トータルして、「あそこのところ、利用者が少ないんだな。このままいって指定管理受けてもなかなか運営することは難しいんじゃないかな」という可能性が、私はあり得るかなと思うんです。そういうときの考え方はどうするんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 指定管理者として手を挙げていただかなければ、直営でやらざるを得ない。これが、指定管理者の制度を導入するときのセオリーです。ですから、そうせざるを得ないです。そうならないように、私どもとしては研究せざるを得ないということでございます。

それから、移動式のゴンドラについてなかなかイメージが湧きにくいということでございますが、今道の駅ということでは言ってしまうと、例えば直販しているところありますよね。あそのゴンドラ、あれ常置になっていますが、あれを移動式にできますので、そういったことをやりますよということです。

じゃあ、有事の際どこに置くんだと。それは、隣の備蓄倉庫に置くというやり方をとりますよということでございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） まあ、1年間このように松島町で管理するということでもありますので、次1年間その1年後には指定管理者が本当に1社、2社と応募するような施設づくりに私は検討していただきたい。皆さんの英知を出して、それであそこをよりよい施設にしてもらわないと、6億2,000万円ですからね、大変な金額なんです。

そういう中で、次のこの会議室、このギャラリーとか、その辺の使い道ですね。会議、これは普段はこのように真ん中に通路ありますね、センターと会議室。普通この会議室、小部屋にすると四つあると。そういうことで、毎日会議するわけじゃないわけでありましてね。ギャラリーとするということではありますが、このギャラリーもいろいろなギャラリーの方法がありますよね。ちょっと休憩室的なものとか、何か絵を飾るとか、いろいろ。そういう意味の中でどのようなイメージを持ってやられているのか、今わかる範囲で示していただければと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 会議室の使い方については、今色川議員おっしゃったとおりでございます。それから可動間仕切りにしておりますので、大きな集会もできると。うちの町、ご存じのように中ホールがございません。文化観光交流館ですと594人の大ホール、それから次が和室でございます。中ホールというのはなかなかないので、そういったときにこの間仕切りを取って中ホール機能として使ってもいかがかなというふうに考えておりました。中ホールのニーズは、結構ございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ということで、こっちのほうは指定管理の部分はこの管理室も含めて今後指定管理も仮に考えると、全体を管理するのか、この防災まちづくりの部分だけ管理するのか、指定管理ですね。どっちを考えているんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 現段階では、全てを指定管理と考えています。ただし、今後検討していったって、「やはりこの部分はずっと直営で残そう」とか、そういうふうなことがあればまた変わると思いますが、今のところは全施設を指定管理というように考えています。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それから、これできますと相当なメンテナンスかかるかなと思うんですよ。各議員さんも、これからこのような集会施設、いろいろなメンテナンス部分、指定管理料ですね、相当な金額がかかるということになります。そうすると、今度は財政の部分が出てくるわけですね。これでもって「大丈夫だ」という方法のもとの計算をしながら、この6億2,000万円の避難場所をつくったと思うんですよ。そういう中で、これは今早急には出ないと思いますので3月の議会にでも、これ完成した暁にはこの避難場所を含めて松島町の指定管理、運営管理、全て幾らかかるかというようなこと、これを出していただければありがたい。そうでないと、今後こういうのがどんどん出てきますので、その辺のことをひとつよろしくお願いを申し上げて私の質問終わりますけれども。

これ指定管理する場合、総務課長、大体どのくらいの金額を、きょうで概算ということは大体どのくらいの腹づもりなんですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 今色川議員が聞かれたことは、実は私も全部危惧しているんですよ、正直言って。だから、石田沢が落札したときに、いよいよ落札したと。そうすると、もうこれから工事、議会の承認得れば始まるわけですがけれども、大体これから着工になればあと1年くらいはこの建設はかかるんだろうというふうに思うんでね。来年度末くらいまではかかるだろうと、そう思っています。その中で、やっぱりいろいろなものを今総務課長言われたけれども、いろいろなことを模索しながらやっぱり今度進めていかなくちやない。今までは絵に描いたことでよかったんですけれども、今度は建物ができるんですから、やっぱりそれを地域にちゃんと説明していかなくちやならない、そういうことになってくるんだろうというふうに思います。

指定管理料についても、積算はある程度つきましますけれども、極端なことを言うと誰も使わなかったなら、私はあそこ全部閉めておけというふうに担当者に言いたいくらい、そうすると電気料かからないだろうと。要するに、基本料金しかかからないだろうと、例えばですよ。それだったら、じゃあ、あそこに建てた意味がなくなるのではないか、だからそういったことも今私の中では葛藤していますけれども。そういうことも踏まえて、あそこはやっぱり真剣になって考えていかないと、これから経費負担も大変なところになってくると。

ですから、これは私たち執行部側だけじゃなくて、議員の皆さん方、それからあそこの地域の方からもいろいろな案を出していただいて、いい利便性があるところであれば、そういうものもいいんじゃないかという意見も出てくると思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう一つは、あそこはこれから間違いなくあと1年、2年、3年と時間がたっていけば、赤沼から初原に抜ける道路に関しては交通量が絶対ふえると思うんですね。ですから、これは利府の町長にこの間お叱りを受けましたけれども、ちゃんと利府でつくってくれた道路、浜田から赤沼に抜けてくるやつですね。あの道路をちゃんと整備されているわけですから、あれを有効的に活用させて初原バイパスに直接つなげなきゃならない。またその途中に、これからいろいろな広域で施設を今考えている場所もありますしね、そういったこともあるとやっぱりあそこの分は利便性も今後、交通量としてはふえてくるんだらうと。ただ交通量がふえたときに、トイレの利用だけふえるんでは町の負担だけがふえるわけでありまますから、その辺もちゃんと考えてやっていかないとまくないと思ひます。

そういったことをもろもろ考えながら、本来ならあそこに例えばコンビニでももってくればいいんじゃないかとか、簡単に言うんですけれども、それをじゃああそこに建てる上の今までのやりとり、国とのやりとり、じゃあそういうものが許されるのかと。ですから、道の駅も先ほど出ましたけれども、本当は担当は「道の駅つくりたいんです」と言えればいいんでしようけれども、それだとなかなかうまくないと。それをやはりクリアするために、移動式というふうになる。そういったことも考えていますので、ひとつよろしく申し上げたいというふうに思ひます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 最後に。

本当にせつかくつくりますからね、もう待ったなしですね、ここまで来たんですから。そういう中で、あそこはパノラマの今お店のほうやっております。大繁盛です、すごいです。

大評判です。そこに、あの一角に、その下に石田沢もまた出ると。あの辺一角、やり方次第ではあそこは本当にいいお店になる可能性も大なので、そういうことでこの1年間どのような施策をもってあの店づくりをするかということが、今後指定管理する人が非常に興味をもってやるところでございますから、その辺もう皆さん「俺は関係ない」と思わないで、あの辺はどういうふうにやっていったらいいかと、皆さんいろいろなドライブするわけでしょう。いろいろなところに高速道路も、みんな道の駅も使っていると思うんです。そういうことも含めながら、いいアイデアを出しながら、松島町で管理する場合はちゃんといいアイデアを出して、みんなでどのような運営したらいいかということを考えていただければと思います。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今度は、有事の際というふうなことでちょっとお聞きしたいんですけども、実際問題450人がこのところに押しかけるかもしれないというふうな形ですけども、これトイレとか何かなんですけど、停電とか何か起こった際でもちゃんとこれは使用可能なんですか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） ここは自家発電設備を設けますので、大丈夫です。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ、炊き出しスペースとか何かというふうなものも、450人分の炊き出しができるというふうなことで了承してよろしいんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 図面上、炊き出しスペースを設けておりますけれども、こちらのほうで450人分の避難者、想定数の炊き出しを行う予定でございます。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第138号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第138号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。2時20分まで休憩に入ります。

午後 2時09分 休 憩

午後 2時20分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第13 議案第139号 工事請負契約の締結について【緑松会館避難施設大規模改修工事】

○議長（片山正弘君） 日程第13、議案第139号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。8番今野議員。

○8番（今野 章君） 一つだけ確認しておきたかったのは、土地の関係ですね。建物はあれなんでしょうけれども、土地のほうは現状どうなっているのかですね。その辺、確認をしておきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 7月だったでしょうかね、建物について総会を開いていただいて施工承諾いただき、建物の寄附採納願いをいただくばかりになっております。

それから、土地については500坪以上の宅地ということで、総会にかけなければならないということで、2月の総会にこの寄附の件の事案を凶る予定だと聞いてございます。以上です。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それで、2月の総会で否決をされるなどということはないんだと思うんですが、もしもの場合だめだと、こういうふうになった場合はどうなるんでしょうか。そのまま事業、こっち側の改修工事が進むのかどうかですね。その辺はどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） もしもというのは余り考えたくはない話ですが、建物を了諾いただ

いているということもございまして、土地のほうもご寄附いただけるものというように考えて、工事を進めたいと思っておりました。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 「もしも」ということでありますが、考え方で二つに分かれています。まず建物は寄附という形でありますので、まずそれはそれとして今回の工事議案として上げさせてさせていただいておりますので、それはそれとして取り組ませていただきたい。ただ土地は、課長も言いましたようにそうならないだろうと思いますが、なったと。でも、やっぱりそれは建物は町で下地がどうのこうのとなれば、やっぱりそれは余り好ましい姿じゃないし、先祖、これから先にもちょっと残る。もし土地の件がだめだというふうになったら、何かの形をまた考えなきゃならないという形で、後々に問題として、課題として残さないようには、そうならないとは思いますが、そういうふうに取り組んでいかなきゃならないというふうに思っています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 建物は大規模改修しなければいけないような建物ですからあれですけども、土地は土地の価値というのはまた別にあるわけですよね。そうしますと、総会で同意いただけないと、どうしても建物は町のものでも土地はそうならないというケースが考えられる、想定されるわけですよね。そうなった場合、そうすると好ましくないということで、買い上げということになるのかどうかですね。その辺も含めて、考え方があるのかお聞きをしておきたい。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今の段階で、買い上げは町としてはありません。当然、あの土地は第三者の土地、もらえなければそこにまず行けない状態になってしまう、敷地がもう第三者の土地です。そういうところもあります。基本的には買い上げということは一切町としては考えてはいない。ですから、それ以外の手法で考えていく。買うということは、今のところ考えてはいないということです。そのほかの手法でということです。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） その他の手法というのはよくわからないんですけども、私はね。それ以外に手法はないのではないかという気がするんですが。それはさておいて、わかりました。

あと、この図面見ると道路ですね、進入の道路、これがかなり狭いのかなというふうに見えるんですが、この進入路についてはどういうふうにご検討されるのかですね。その辺につ

いてもお聞かせください。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 以前にこっちの土地のほう、入口の進入路のほうの土地の購入ということで補正を上げさせていただいた経緯がございまして、こっちの土地の所有者のほうに昨年度ですかね、交渉いたしまして、そこでちょっと価格的な折り合いが悪くて、そこで話がストップしてしまったという経緯がございましたので、再度こちらのほうからお伺いいたしまして、土地のほうを購入させていただくようお願いする流れとなっております。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうしますと、まだ現状で問題解決していないと、こういうことになるわけで、道路の進入路の問題も解決していないし、建物の土地、ここの部分の問題も言ってみればきちんとした解決は見えていないと。解決は見えていないというか、承諾を得ていない。こういう格好のところを工事をしていくということになると、何かしら大規模改修だけが進んでいって、十分に使えるような施設にならないのではないかと、そういう懸念も生じるわけです。ですからそういう点で、特に進入路の問題などは工事前に解決をさせておくべきものではないかというような気がするんですが、その辺はどうなんでしょうか。この問題が解決する以前に、このままいきますと工事が始まってしまうということになりますので、そういう問題をきちんとクリアしてからこの議案というのは出されるべきだったのではないかなというような気もするんですが、どうなんですかね、その辺は。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） こちらの今現在土地の購入を求めている部分を含めなくても、工事のほうはできるということを確認して、このようなご提案をさせていただいている次第なのですが。ここの土地の乗り入れの部分を購入すれば、今後利用する際に利便性が図られるということで、土地の購入を求めるということでございます。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 工事はできるでしょう、確かにね、それは。問題は、やっぱり避難施設としてつくるわけだから、それにふさわしい道路にしておかないとだめでしょうという話なんです。それなしに工事だけ先行するというのはいかがなものかという話です。いかがでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今危機管理監のほうでは、工事のことにちょっと触れさせていただきましたが、まずそれ以上にやっぱりここは避難施設というか、有事のときの施設であるということで、入口のところは大変必要なところ。そして、なおかつその背後ですね。建物の背後、地権者2人の方いらっしやって、もう1人の方にはもう協力いただいているという前提がありますので、これはやっぱり町として協力いただくまで相手方とお話をしていかなくちゃいけない一つであります。今あるのは、価格的なところがちょっとあります。そういうことで、いろいろなこと、それから道路事業とか今度別なほうですね。直接は関係ないかもしれませんが、そういういろいろなこともちょっとふくそうするエリアになっていますので、入口については今まだちょっと最終的に合意には至っておりませんが、最終的に必要な入口になりますので、それは取り組みしたいと、協力いただくまでと思っています。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） よくわかりませんが、今度この後に出てくる議案の関係でも避難道路の拡幅でかかるところに多分なっているんでしょう、ここはね。そうすると、宅地の面積が小さくなってくると、両方土地がなくなっていけば、全体としての面積が少なくなっていくと、こういう問題も生じるのかなと。どういう交渉になっているのかわかりませんが、私らにとってはね。本当に購入なり何なりということが可能になっていくのかどうかですね。私聞きたいのは、そういうことを済ませないうちに工事だけ先行するのはうまくないのではないのかと。そういう意味では、やっぱりこの問題を解決させておいて、この工事の議案というのは出てくるべきだったのではないかと、こういうふうに思ったものだから、その辺どうなのかなと。このまま進行させていって、本当にいいのかなという疑問が残るよということです。その辺にきちんと「いや、大丈夫だ」というんであればいいんですけどもね。

まだまだ、実際に対応はされていないわけでしょう。価格的に折り合いが合わないって言っても、どこまでも価格を上げられる世界でもないわけでしょう。通常行政が買うということになれば、近傍の価格を参考にして当然買うわけですから、そんなに法外に高く買えるわけでもないわけです。そういう土地の話し合いの詰めというのは、当然されていて今の現状があるんでしょから、そういう点でどうなのかなというふうに思っているわけで。大丈夫なんでしょうか、本当に。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 先ほどちょっと触れましたが、土地の価格の話ですね。今の復興事業は、地域・地域とか場所・場所でも復興事業ということで、単価的には統一した単価、差がないように、そういう形で一応事業は進めさせていただいている。そういう中で、今回の入口のところはちょっとそこに開きがあると。多分、道路事業も我々の提示している額と同じ内容で、全体同じですから。多分そういう話し合いの中で進めていく形になっています。多分、そこでいろいろな三つの事業が、三つというか二つ以上になるといろいろな調整がちょっと必要になってくるんでないかということなんです。

本来ですと、どんな事業も用地が決まってから工事というのが通常は原則でありますけれども、今回の場合は土地、改修について寄附とかそういういろいろなことを進めさせていただいているということもありまして、建物についてはちょっと、土地はちょっと1カ所だけあれでしたけれども、改修のほうは進めさせていただきたいということで、建物のこともありましたので進めさせていただいております。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。

他にございませんか。6番小幡公雄議員。

○6番（小幡公雄君） 6番小幡です。

今る説明いただきましたけれども、今野議員さんが言うのは当たり前の話で、ちょっとお聞きしますけれどもこの土地の所有者は2名なんですか。さっき、何か2人の地権者とか。この地権者は何人いらっしゃるんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 乗り入れの土地の地権者は法人1の個人1で、2名の方で所有されております。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 入口の土地は2筆あります。その2筆のうち1筆、個人の方所有のものと、さっき言いました法人、会社の方とありまして、個人の方についてはご協力をもういただいております。法人の分、会社でお持ちの分だけはまだ、今交渉中ということでありま

す。

○議長（片山正弘君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） 相手方が1者であれば、寄附行為をお願いするという町としてのこういう計画をそのまま法人に……。買うという、購入ですかにしても、あと1人であれば結論いただく、まして相手が法人であれば答えはすぐ出るんじゃないですか。個人だったらいろいろ

ろなことを考えるかもしれませんが、法人だったら条件さえ示せば答えすぐ出るんじゃないですか。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 用地交渉に、私も前任者挨拶でちょっとお邪魔したことがあります、個人も法人も今回の場合についてはわかりございません。やっぱり、会社は会社なりのいろいろな資産としてあるわけですので、そんなお話もちちらも伺っております。そういうことで、あそこは会社で取得した土地なんですね。それで、ちょっと取得した時期が今と違っていて、結構土地の価格についてもそれなりにいい、ちょうど土地の値段がすごくいいときに取得されたようで、そういうこともありましてなかなか交渉にはちょっと時間を要しているというところであります。寄附ということも最初話したら、「とんでもない。まかりならん」という話。「寄附ということも、公共事業ですのでいかがなものでしょうか」というお話をさせましたけれども、それはさっとやられてしまいました。

○議長（片山正弘君） 小幡議員。

○6番（小幡公雄君） 法人にもいろいろあって、そういう了解をまだ得ていないというのに、行政の姿勢として形がきちっと手続上踏まないで物事を決めていくというのは、いかがなものかと思えますよ。その一つの会社でさえ決めかねているものを、行政が「はい、それを想定していますから、やっていきます」なんて、そんな行政でいいんですか。それはないと思いますよ。今野議員さんが言うように、やっぱり順序踏まなきゃ。まして、この不動産というやつはちょこっと間違うと何が起きるかわからないですから、この世界だけは。ぜひ、注意していただきたいです。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 2番赤間です。

理解をするに当たって、ちょっともう一度初めからお聞きしたいんですけれども、通路に関しては法人1、個人1の所有権があると。この緑松会館が建つ位置全体では、これは2月か何か先ほど聞いていると、総会に諮ってということですから、これは複数名の方々がおられて、総会で判断をいただくという形なんではないかな。それ、もう一度教えてください。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 分けてお話しさせていただきます。緑松会館の建っている土地は、先ほどありましたけれども2月に地権者方の総会でというお話で、そこで一つ終わりです。それからそこに行くまで、こっちの町道から入って緑松会館の敷地に行くまでに、今通路はあ

ります。現在、狭いですがあります。ただ、それでは利用される方がちょっとあれなんで、広いほうがいいでしょうということで、目の前に、道路の前に行く通路に2筆あります。その緑松会館の土地に行くために。その2筆があって、奥の土地の方は個人の方で協力をいただいて、もう買収済です。最初の町道から直接入る側を広く、その分だけは今交渉中ということでありまして。建物建っているところではなく、建物建っているところに行く道路というふうにご理解いただければと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） もう一度なんだけれども、緑松会館建っているところの今回新しく避難所として指定されて建つところは、何人地権者の方おられるんですか。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 緑松会の構成メンバーは、83名で構成されています。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 83名の何分の1か何かわかりませんが、総会に諮って同意を得て、町のほうとの関係で所有権の受け渡しというんですかね、そういったものを含めて可能ならしめるという話なんだろうと思いますけれどもね。その辺の感触は間違いないところなんですかね。そこは、ちょっとどうなんですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 土地のことについて、今ここで結論めいたことは言えないですけども、ただ緑松会館を改修してこういうことをやるということについては、きのう、きょう出ている話じゃないと思うんですね。震災発生して何年かたって、町のほうでこういうプランニング立ててどうなんだと、緑松会館側に例えばアポ出したときに、緑松会館側でいろいろ議論されて、多分去年あたりの総会等ではもうこういうふうにしてもいいよというふうな事前協議が去年の総会あたりでは出ているんだろうと思うんです。私、議事録見ていませんけれども。そうでないと、やっぱりこういったことというのは進まないんだろうと思うんですね。

緑松会館そのものが、例えば言葉へりくだって言えばあその地域で高台であるところにあるものは、緑松会館しかないわけですね。ですからこの間のような震災があったときに、じゃあどこへ駆け込むかといったときやっぱり高いところ。高いところと言うと、あそこしかない。ということであれば、やっぱりその地域の人たちは真剣になって自分たちのことだと思ってやってもらわないと困る。ですから、そういったことをことしの2月にまた総会があると

いうことでありますから、その前に私のほうも行って、やっぱりこっちはこっちでちゃんと礼をただしてお願いをしに行って、じゃないと話が合わなくなってくるんじゃないのかなというふうに思います。

それから出入口の問題については、これはおくれても例えば何か発生した場合は、別に歩いて逃げろということ、走って逃げろということであるし、今あそこに乗用車が全然、上まで登っていくことは登っていくわけですからね。それが、ただ広くなると利便性がよくなる、確かにそれはあるので、そういったことはそういったことでまた考えていきたいというふうに思えばいいんじゃないかなと。

ですから、その地域の人たちがどういうふうに自分たちの避難所を確保するんだというのを、まず原点に戻ってもらわないと、その土地代だけでどうのこうのということじゃないので、ぜひ関係者の議員さんもいるようですから、よくご説明をしていただいて、ご理解をもらうようにやっぱり努力してもらいたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 立場変えての話だからあれですけどもね、要は議員の仲間にいろいろお尋ねというふうな話になるかもしれませんが、当局はやはりこれまでお二方の議員さんも言っているとおり、底地である土地がしっかりしていないと、建物だけ先行して。何人かに聞きました、私も。というのは、「避難所をつくって云々するとういことには、大賛成なんです。ですが、通路になっている部分を、形として協力する、用地買収にも応じた。しかし、残った残地補償とかなくて、引っ込むところも住まいとして成り立たなくなる。そういった点の面倒は、町は全然考えないんですかね」という話までされているから、あえて聞いているんですね。そういう点、求めているんですよ。どうなんでしょう、その辺は。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 土地の交渉、残置交渉いろいろあるかもしれませんが、あそこはまず基本的になんですけども、避難所に行く通路があります。人・車は移動できます。しかし、ちょっとそれは今後の利用を考えたら狭いでしょうということで、2筆ありますのでご協力をいただいて、町としても広いほうがよろしいかなということで進めさせていただいていると。ですから、避難所としての通常避難されるときは走る、そういった意味では大丈夫なのかなと。ただ、それ以上のやっぱり利用を図っていただきたいために必要だと。

それから、残地とかいろいろありますけれども、そんなに広い土地じゃないんですよ。ですから交渉する、建物1軒建つか建たないか、本当に小ちゃい部分で、それでのお話し合い

という、通常は残地とか代替とか三者契約とか、いろいろなことはあるんですけども、今回いろいろなお話ししている中ではその土地、大して大きくないところもありますので、相手が取得した経緯もありますので、全筆でというお話。向こうも「全筆で、でしょうね」みたいところで、問題はお金とか。

お金というのは、ほかの復興事業との絡みあるので、そこだけ云々かんぬんというのはなかなか難しいところあります。そういうことで、今まで交渉させていただいてきた。ですから、避難所として使う上でのどうこうということではなく、より以上使いやすくするための用地交渉をさせていただいているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 話の向きは、地元もあるいは地権者の方も大方理解されて、協力差し上げるというのは十分理解されている話なんですね。それで言いたいところは、やはり公共工事だという名のもとに、松島町はそういったことに対してはいいことをしたということで終わっちゃうけれども、残された土地の問題の整理がつかないと「末代までいろいろとぐちゃぐちゃするというのはいやだよ」と、そこはやっぱり町もきちんと、相続関係も含めてでしようけれども、相談相手になってくださいねという意味合いを含めて、そこはどういうものなんでしょうねという意味で聞いているんだと思うんですね。そういったところについて、町はどうなんでしょう。やはり入れないって判断で整理してしまうんですか。どうなんです、そういう場合のケースは。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） ちょっとここは違うので。

今、普通の個人の方は協力いただいている。個人は通常、相続とかいろいろな要件があって、会ってお話をし、その背後にある方、個人の方もそういうお話をさせてやらせていただきました。

今度は法人で、会社です。会社のほう、そんなに大きくはないです。会社としては会社の財産として取得したときの経緯があって、資産運用とかいろいろあるみたいなので、ちょっと時間を要しているのであります。ただ、先ほど言いました代替地の補償とか、当然個人個人のときには相続、いっぱいあります。そういうのは、随時全部町のほうでは対応していて、代替地といたら代替地、三者契約なら三者契約、そういうことに町としては対応しております。たまたまここはそうでなく、会社法人ということでまた別の意味でのいろいろな考え方で、今お話しをさせていただいているということです。

○議長（片山正弘君） いいですか。

他にございませんか。〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第139号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数であります。よって、議案第139号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第140号 工事請負契約の締結について【磯崎漁港漁具倉庫建設
工事】

○議長（片山正弘君） 日程第14、議案第140号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第140号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第140号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第141号 工事請負契約の締結について【町道磯崎・高城線外避

難道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第15、議案第141号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。8番今野章議員。

○8番（今野 章君） 141号磯崎・高城線外避難道路整備ということで、JA仙台の脇のところから高城駅の手前のところまでですか。そのところと、土樋合のところの踏切のところから蜂谷スーパーですかまで抜ける道路と、土樋合の町道、坂の頂上から蟹松団地にかかる道路ということで、三つの路線といいますかね、これの工事になるわけで、まとめて1億1,772万円の契約金、こういうことになるんですね。それで、入札の参加者は1社で、3回目で見積もり合わせと、落札率99.8%と、こういうことになっているわけね。2回やって落札しなかったんで、3回目で見積もり合わせしたら99.8と。いかがなものかなと、どうしてもこうなるわけね。

一つは、この工区ですね。まとめて発注しなければいけなかったのかどうか。JA仙台側と蟹松団地、土樋合、蜂谷スーパー。二つくらいに分けてもよかったのかなと。その上で入札ということもあってもよかったのかもしれないと思うんですが、なかなか工事の契約金額を多少高めに設定しないと、業者の食いつきが悪いというようなことも考えられて、こうしたのかどうかですね、わかりませんが。その辺の事情について、まずお聞きをしておきたいというふうに思うんですが。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 農協高城町駅線は、最初2回ほど発注して誰もいなかったということがありまして、設計の準備ができてきているということで蟹松団地のほう、蟹松の道路も用地買収終わって、設計も終わったということと、磯崎・高城線の用買が終わって一応準備できたということがありましたので、近くを全部寄せて今言われたように少しキャパを大きくしてやれば、一応とってくれるんじゃないかということで、今回トライしたということでございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） それで、見積もり金額で99.8%になっちゃうわけなんですけれども、先ほども指定管理者のところでも若干話出ていましたけれども、非常に競争性の問題で違いが出てきているのではないかと。どこかでもありましたね、76%くらいのところもありました

し、そこを見ますとやっぱり5社だか6社入札に一応参加をすると、こういう形になって落札率が低くなっている。どうしても1社・2社ということになりますと、99%とか99.5%とか、そういうところで落札をし続けているというのは、最近の入札の状況になっているかなと思うんです。やっぱり、いかにして競争性を高めるのかということが求められているんだと思うんです。

この間も同じようなことを言ったわけですが、そういう点で震災復興関係の事業も大分決まってきたいて、今回のこれをやってしまうと相当の進捗になるのかなというふうな気もするんですが、それにつけても落札率が高いということについては、やっぱり問題があるんじゃないかというふうに私は思います。前にも言いました「95%超えたら、談合があると考えたほうがいいよ」というのが世間の常識だと、こんなふうにも言われていますよというお話をしたことがありますけれども、そういう点で談合ある、なしというのはわかりませんが、やっぱり競争というものはきちんと働いているんだなということがわかるようなものにならないといけないと思うんですが、その辺で非常に競争性が働いているのかどうかもわからないという状況になっています。

ですから、この間も言いましたように、この条件の問題を含めてどうなのかと。「緩和しすぎると、施工の悪い業者も入ってくる」ということもあるというお話もありましたけれども、何かしら考えていかないとこれは税金ですからね、やっぱりね。国から来る復興交付金であれ何であれ、税金ですからやはり少しでも無駄のないように、安い経費で良質の補助をしてもらおうと、こういうことが大事なわけですから、その辺についての考え方があればお聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 前回は指摘されておりますけれども、どうしても見ていると、ここ一、二カ月特に入札関係見ていると、例えば先ほどの避難所、一番最初の避難所は周りに工事するときに余り迷惑になるようなものがない、工事がしやすい、そういったところには業者が箱ものについては応募してくれる、応札してくれる業者がいる。なお、また同じ箱ものでも周りの環境がなかなか厳しいところについては、なかなか応札が少ない。これはさっきの磯崎だけじゃなくて、手樽なんかもそうなんです。また、これと違って道路とか護岸に関してはなおさらのこと、落札率が高くなっている、応札も少なくなっている。これらについては、やはりある程度資材不足とか、現場代理人が足りないとか、いろいろあるかもしれませんが、今でもまだあるのかなというふうに思っていますけれども、いろいろな

12月議会、各種議会でやっぱり議会から追求されているんですけども、どうしてもこの道路に関してだけは、護岸もそうですけれども、高止まりになっている。やはり施工業者がいないというのは、確かなんだろうというふうに思います。

ですから、県外の業者、それも遠方の業者のほうからこちらに来てやってもらっているという状態もあるわけであって、どうしてもこういうふうに落札しないと、ただ見積もり最低価格に近い場合はこういうふうにやっていくというルールのもとでやっているわけなんですけれども、どうしてもやっぱり高くなると思うんです。ただ、それと工事が進まないというのと、背に腹はかえられないという、正直なところ私はあるんですよ。だから、担当者から聞くとまず「落札したか」と聞いたときに、「落札しました」と聞いたときに、「ああ、よかったな」というのが正直なところなんです。

ただ、今野議員が言われることは確かなことなので、だからと言っていいというわけじゃないので、この辺は建設課だけじゃなくて担当としてきちっと精査をしながらやっていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 何とも、私も質問のしようがないような気もするんですけどもね。やっぱりこの決まり方を見ていると、本当に何だろうかと、こう思わざるを得ないというのが一つです。

それから、やっぱり最低制限価格の話もしましたよね。今回もこの間よりはちょっとあれですけれどもね、やっぱり最低制限価格との差が小さいんですけども下回ったということで落札できなかったと、こういう事例もあるわけね。ですからわずか200万円くらい、数千万円の工事するのに200万円くらいで最低制限価格より下回ったということで仕事が取れない、こういうのもあるわけね。そういう中身も含めて、談合かどうかはわかりませんがね、だけれども、やっぱりそこには考えていかざるを得ないものもあるのかなという気がするんですね。確かに最低制限価格というものが重要だということもわかります。ただ昔は再調査をやって、本当にその価格で工事施工が可能かどうかということ業者さんから聞き取りをして決定するという方法もとったときも、あれは宮城県でしたかね。そういうことをやったのもあったと思うんです。そういう点では、いかにしてやっぱり事業費を抑えるための努力をするかというのは、いろいろと方法としてはあると思うので、ぜひ考えていただきたいということをお願いをしたいなと思います。

質問にしませんから。そういうことが必要なんではないかと、ぜひそういうことを検討して

ほしいということでの、要望で終わりにしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 副町長。答弁するそうです。

○副町長（熊谷清一君） 質問ではなく、質問ではない……。

町で、まず調査基準価格をもってやっておりました、前。そして、そういう中で入札監視委員会というものもちょっとありまして、調査基準価格とこういうふうに執行しましたということを監視委員会の方が聞くと、いろいろな別な見方で、やっぱり最低制限価格というものをきちんと決めて取り組んだほうがいいんじゃないかというご意見も伺って、その後内部でいろいろ協議して行って、町としては調査基準価格と今は算出方法は同じです。ただ、調査基準価格は幅がありますので、見方あります。算出の仕方は、同じような算出の仕方していますので、町としてはその入札監視委員会の意見もちょっと踏まえながら、形としてきちっと見えたほうがいいだろうというひとつの選択をさせていただいて、今は最低制限価格をもって入札に臨んでいる、執行しているという形であります。

内部で契約事務審査委員会なんかでも、前のところでもお話ありましたので、ちょっと勉強会というわけではないですけども、中でもこれは少し検討していかなくちゃいけないねということで8月の中ごろにも監視委員会の中でもちょっとお話はさせていただいております。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。

館山財務課長。

○財務課長（館山 滋君） 私のほうから、競争性という話されましたけれども、実際条件付一般競争入札しまして、応募できる資格ある業者さんの数というのは325あります。その中で、当然こういうご時世ですと会社の利益とか、そういうのを見ながら1社のみが参加したということでもあります。

それから、今副町長のほうから入札監視委員会のお話がありましたけれども、来年1月28日にあるんですけども、その中で1社入札の場合落札率が高いということで、それに関しては前に私のほうで総論的なことはお話ししたんですけども、そのときはわかったという話だったんですけども、今度個別案件を聞いてみたいと。そういうふうになっていますので、入札監視委員会の各委員さん方の意見がそれぞれその場に出ると思いますので、そのようなものを踏まえながら今後のほうは検討していくべきかなと、そのように思っております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第141号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第141号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第142号 工事請負契約の締結について【町道上竹谷高城線外避難道路整備工事】

○議長（片山正弘君） 日程第16、議案第142号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。3番櫻井靖議員。

○3番（櫻井 靖君） この道路なんですけれども、大変便利になるんだと思います。そのことによって、自動車の速度が速くなったり交通量がふえたりというふうなことが予想されるわけなんですけれども、このところに関しては横断防止柵とか設置されているんですけども、その前後のところの安全対策というか、そういうふうなものがちょっとどうなっているのかなと思っております。佐藤新聞店近くの交差点、あそこなんですけれども、あそこ変則的になっておまして、以前からあそこ「止まれ」のラインを引いてくれとか、そういうふうな要望がありますので、そこら辺の前後の交通の対策というようなものはどうなっているのかちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 佐藤新聞店さんのところ、前に公安のほうで警察と協議して、ああいうライン引きということになったものですから、ただ今言われたように「止まれ」とかそういう部分に対応したいということで、ちょっと地元と協議しましてどうするかという部分が一応あります。私もあの辺通るので、気をつけてはいるんですけども、「止まれ」あったほうがいいなという部分では一応対応できるかと思っておりますので、そういう部分については警察とも協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひ、こういうふうな交通量とかが変化するというふうなこともありますので、そこら辺はしっかりやっていただきたいと思います。

それから、その上のところの光陽台幹線工区のほうなんですけれども、こちらのほうも圧倒的に交通量がふえると思います。結構高校生がふらふら歩いていたりする場所なので、そこら辺の安全対策というのはちょっとどういうふうになっているのかもお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 一応、ここについては歩道を設けるということになります、安全上ですね。

それから、恐らくだんだんとわかってくれば近道という部分もありますし、そういった部分で一度様子を見ながらと言ったら失礼ですけれども、あとは子どもたち、生徒が通る時間帯を例えば時間帯で規制したりとか、そうなるかもしれませんが、差し当たっては一応そんな状態を見させていただいて、この部分の歩道については学校からの要望も強かったということがありまして、一応変更して歩道を設けたということがありますので、安全対策は十分にしていきたいというように考えております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。今野議員。

○8番（今野 章君） ちょっとお聞きしたいのは、3ページの図面でいわゆる松の杜側、ここに新しい道路の線が引張ってあるように見えるんです。色もその新しい道路のところまで工事をすると、こういうふうになっているんで、この新しい道路は多分華園から来る道路かなとは思いますが、その辺の道路の計画というか進捗度合いはどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 大変難航してまして、この部分は、一応この部分は余り変わらないだろうということで進めたいと。ただ、まだ用地買収とかなっていませんので、この辺の近くまでは一応やるということでございます。担当が気を遣って、ここまで図面を引いてつくってくれたんですが、すばらしい図面だなと思いつつながら。そういうことで、今後一応進めていきたいというふうに考えています。いずれつながっていきますので、ルートちょっと変えて用地買収できるルートは今選定していますので、その辺を一応つなげていきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） そうすると、色ついているところを全部やるのではないんですか。どの辺までやるんですか、この入口までですか。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 済みません、ここは現道で一応とめるというふうな形になるかと思っています。

○8番（今野 章君） わかりました。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第142号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第142号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第143号 工事請負契約の締結について【蛇ヶ崎排水区雨水管渠
築造工事】

○議長（片山正弘君） 日程第17、議案第143号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 蛇ヶ崎がこのように入ります。今回は45号線の入口から、北向さんからちょっとだけ入ったところから、JRが工事したところの奥までということになっておりまして、ここはボックスカルバート、このようにずっと45号線の入口から鳥海さんのところまで入るわけですね。それでその奥から松島産業さん、そういうようなこととなります。

今度は、あそこは今側溝というんですかね、今度はボックスカルバートですから全部ふたが

けになるわけですね、そういうことになりますね。そういうふうになりますと子どもたちが、今まで事故はないんですけれども、幸いにして。落ちる可能性はないというようなことであります。そのボックスカルバートの部分の何も上のほうを造作しないで、そのままどんどんどんどんとずっとおりていくということになるわけですか。完成の暁には、どのような表面というんですかね、ボックスカルバートの上のほうはそのままになると、どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） この仙石線脇のボックスカルバートにつきましてはふたがけになりますので、その分は実質歩道というような感じで、歩けるようになるというふうには考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 大変ありがとうございます。ということになると、車道と歩道別々になるという認識でいいですね。今の通路の脇に側溝あるんですから、そこにボックスカルバート入るんだから。そうすると、そこは歩道ですよというような認識でいいんですね。そこは自転車も通れると、そういうことでも。道交法の問題あるから、どうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） こちらの水路の整備でやるわけですので、すっかり歩道整備ということで設けるわけではありません。実質、そこを人が歩行できるようになるというところですので、そこでは車と歩行者は分けられることにはなりますが、ただ車道と歩道、その辺ですね、今後工事進めて最終的にどうしても何か、今はないんですがちょっとしたガードレールのようなもので分けたほうがいいのかというところは出てこようかと考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その辺ですね。今現にあそこのところ柵ありまして、フェンスありまして別々になっているわけです。その仙石線側がこのボックスカルバート入りますので、今言われたように今の車道のところ、人の通行のところより同じ平面、同じ高さでボックスカルバートが入るのか。ちょっと上のほうにボックスカルバートが上に上がるのかね。その辺のことも含めながら、やっぱり地元の人やっぱり非常に興味持っている。当然、みんな全部そうなんですけれども、復興事業ですから。そういうことも含めながらやっていただきたいと、こう思っております。

それからその次のページ、今度は東北本線側になりますね。今度、ずっと行くわけです。そ

うすると、今ちょっと結構広い排水溝というんですかね、側溝流れていますね、東北本線側は。そして、今度そこにもボックスカルバートが入ってくる。ボックスじゃない、今度は。大型フリームということになるわけですね。幅が120センチメートルだということになります。あれを見ると、もっともつとあそこの東北本線側の側溝というんですか、今水が流れているところはかなり広いですよ。2メートルくらいあると思うんです。そうするとこのフリームを入れますと、今より狭くなると。そういうことになりますと、仮に大雨時とか何か、今流入している、流水している、この流れている側溝よりもかなり狭くなるということがあつていまして、そうすると、仮に大雨降つた場合この大型フリーム、幅が1,450、これで果たしてのみ切れるのかなということがありますので、その辺お考えはどうなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） まず最初のご質問といいますか、仙石線側のボックスカルバートですけれども、これは今の町道と比べまして高さ的にはほぼフラットになりますが、若干下がります。そうでないと、道路の排水がのめないというところもありますので、若干ちょっと下がる感じで敷設していくということになります。

それから、あと東北本線沿いの大型フリームの件でございますが、これにつきましては現況確かに2メートルほど、実質土水路であるわけですけれども、こちらにつきましては今回計画ではそこそこで1,450の製品を入れるわけですけれども、これにつきましては図面にもちょっとあるんですけれども、ひとつここは地下水等のことが調査の結果ありまして、ここにフィルターというのが図面上あるものがあるんですけれども、現水路幅の中でそういうものを入れて地下水対策を講じながら、かつ設計で流量等を計算してやった結果、下流まで流れるものについてはこの断面、大きさで間に合うということになっておりましたので、これで大丈夫だというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 現在使われているあそこの幅よりも、今説明受けたように狭くなるんですね、ここね。そういう中で、でも設計の段階でこの1,450で大丈夫だよということ、ということ言われているわけですよ。私たち素人から見たら、いわゆる「狭くなるんだから、大丈夫か」と。それでなくても大雨の中で、かなりタプタプタプになった状況の中に二、三回あるわけですよ。「これよりも狭くなって、本当に大丈夫か」と、こういうふうになりますので、その辺も恐らく地元の説明会あると思うので、この辺心配していますか

ら、ちゃんと説明をしていただければと思いますね。私は、そういうプロでも何でもないので、やっぱりちょっと率直な心配事ですから。

それから今度は仙石線側、もう一回戻りますけれども、今回北向さんからこの鳥海自動車さんまでの工事の側溝、ボックスカルバート入りますけれども、その仙石線の並び、そのずっと奥ですね。そっちがやっぱり私前執行部のほうにも何度かそのことは心配で、質問しておりました。そういう中で、この仙石線側の計画延長ですね。そういうことは、どのようにお考えになっていますでしょうかね。その辺計画がありましたら、お示しいただければと思います。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず最初に、その計画のことについては、水道事業所のほうからお話しさせていただきますが、全体に参考になればということで、土水路がコンクリートの製品に変わって、先ほど幅が狭くなったよと。普通に見たら「どうなんだべ」という感覚なんですけれども、一応私のほうでもちょっと狭まったので、現課のほうに確認をさせていただいて、ちょっと専門になりますけれども流量計算というのを、水の流れる量の計算、降った雨と。そのときに、簡単に言いますと土水路で流れる勢いと水路で流れる勢いでは、コンクリート水路のほうが、粗度計数とかいろいろ専門用語使うんですけれどもすごくいい状態で流れますので、幅が狭くても土水路くらい分の流量は確保できるということで、狭くなっているということになります。簡単に言うと、そういうことになります。

あと、経過については水道事務所のほうから詳しく。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） 計画のほう、鳥海さんの入口のところから逆に仙石線沿い側ということでございますけれども、今回復興交付金事業の中ではこちらまではちょっと取り組めておりません。それで、今回取り付けということで7メートルほどちょっと取り付けはさせてもらうように計画しておるわけですけれども、こちら側につきましては今後の検討課題になってくるものと思っております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 検討課題、よろしくお願ひしたいと思うんです。こういう事業入りますと、やはりこちら側に住んでいらっしゃる方、「おらほう、どうなんだべ」と。「必ず来ますから」、そういうことの対応を「今後検討する」と。そうすると「今後検討する」と言うと、住民の人たちは即検討すると思っているんですから、議員の皆さんもいろいろなことす

ると「検討してっから」と言うと、すぐ検討してもらって、あと二、三年中にはできるんでないか」と、そのように思うのが普通なんです。そういうことも含めながら、今度説明会や何かする場合は、その辺の答えも準備していただきながら、説明会に入っただけだとお思いますので、よろしくお願ひします。以上です。

○議長（片山正弘君） 他に質疑ございませんか。今野議員。

○8番（今野 章君） 今色川さんからいろいろご質問あったんですが、私も一つ質問したいんですけども、カルバートになったりコンクリート製のフリームになったりするんで、「断面は小さくなくても流速が違ふから大丈夫、のみ切れるよ」と、こういうお話だったと思うのね。だけれども、途中で800の管で狭くしているわけでしょう。そうすると、そこは詰まるわけだよ、やっぱり。そこで流速はかなり抑えられると思うんですよ。そうすると、鳥海さんから上の上流部分は詰まるんじゃないですかと私は思うんですがね。そういうことではないかと思うので、私も非常に工事の心配というのはあるなと思って見てきました。

問題は、やっぱりCO₂の問題含めて温暖化、気象変動が激しくて、非常な豪雨が襲うときがいずれやってくるということも含めて、いろいろ考えることが必要なんじゃないかなというふう思うんです。そういう点で、できればこの土側溝だった水路の幅を確保するくらいのを、やっぱり最低でも私は考えたほうがよかつたんじゃないかなという気がするんですが。何か現状を見ると、現状の土側溝よりは狭くなってしまうというような感じになっていきますので、現状確保できるくらいの水路を本来確保したほうが、将来的にもよかつたのかなと思うんですが、いかがでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 中條水道事業所施設班長。

○水道事業所施設班長（中條宣之君） こちら仙石線側ですね、一番今回では最下流になるわけですけども、1,600掛ける内径が800のボックスカルバートになるわけでございまして、これが最終的なこちらの設計上計算して、流れてくる量が一応毎秒1.43立米ということがあります。それでもって、こちらの水路でもう流下能力というのがまず毎秒1.45立米ということで、一応計算上は流下能力があるというふうなことでございます。当初ここ、現在開水路ですので、町道もあるので開水路にするのが一つは基本的な考えだとは思いますが、ただ先ほど言った歩行者の問題等もありまして、これは町の内部でもいろいろ検討させてもらいまして、最終的にボックスカルバートでちょっとふたがけのようにして雨水が、問題は流下ができるんであればそれでいきたいと思いますということでこのような設計を、計画としてさせてもらったわけでございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 皆さん専門家だから、当然計算してこの計画にしたというのは、私は理解します。ただ、これから将来のことを考えたときに、異常気象という問題もありますよと。そうすると、せっかくある現状の水路の幅は確保できるくらいのを考えたほうがよかったのではないかという話をしているわけですよ。

それで、もう一つお聞きしますけれども、先ほど現状の道路よりもボックスカルバートのほうが下がっているよと、こういうお話だったんですね。ボックスカルバートある部分はそれでもいいと思うんですが、全てがこれでのみ込めるという考え方に立っているからそうなるんだと思いますけれども、現地の人たちは道路のかさ上げを望んでいるわけね。どうしても、道路が冠水するという思いがあるものですからね。だから、全体としてはボックスカルバートにするのもいいんですけれども、道路全体のかさ上げもしていただきたいかったというのが私はあるんでないかと思うんですよ。その辺、将来計画としてもこのままで水があふれることはあり得ないので、道路のかさ上げはあり得ないということになってしまうのかね。その辺、どうなんでしょう。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今水路のお話とそれから道路、水路は下がる場所もあると高くなる場所があるというのは、多分縦断勾配があるのでそういうことが起きるだろうなという、あと道路の水もそうなのかなと思います。このエリアは30センチメートルか40センチメートルの地盤沈下を起こしています、根本的に。海のほうが高いところが、基本的にあります。ですから、道路のフォーメーションを今後どうするかというところは、ちょっとこれは課題もあるし、長い目で見れば考えていかなくちゃいけないエリアではないかというふうに思います。地盤沈下もしたところでもあります。流量的に、ボックスはボックスで上から来る水を押してやるわけですから、そのある勾配でいけばいいんですけれども、道路はちょっと生活というまた別な見方もありますので、今すぐ上げるとかということにはちょっとご回答できませんが、地盤沈下した部分のところを加味しながら、あとは民地の道路もありますし、そういう総合的に見てちょっと検討していかなくちゃいけないところではあるかなというふうに思っております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） だからね、それはもうわかっているわけさ、下がったんだから。あそこにいる人たちは、雨降るたびに道路が冠水して、行き来できなくなりますよと、困ってい

るわけですよ。だから、総合的に見て、それこそ考えてほしかったと、こういうことなんですよ。あの河川のボックスカルバート化して、流量計算して、流れる、わかります。だけでも、それ以上にその道路のかさ上げもしてほしいというのもあるので、この工事を一体的に進めてほしかったわけですよ。ですから、これが何で震災交付金と一緒にならないのか、私にはよくわからないんですけども、下がったのであればそういう対象にならなかったんですかね。そういうことも含めて、私は道路の問題も一緒に解決してほしかったんですがね、いかがなものでしょう。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 一つの事業を考えるとときに水路だ道路だと、まあ復興事業がどうだったか、ちょっと確認しないと。全体的な道路、松島町全体ちょっと下がっているところあるという面的な話もあるんですけども、道路というのは復興はちょっと難しいところもあるんじゃないかとなり、ちょっと確認してみたんですけども。それにしても、今回あの場所についてはもともとちょっと低い、高くはないところもあります。総合的に考える必要はありますねということで、ちょっとご勘弁をいただきたい。

ただ先ほども言いましたけれども、やりますという話ではなく、検討させていただきたいと。今後の課題とさせていただきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） よろしいですか。

他にございませんか。2番赤間幸夫議員。

○2番（赤間幸夫君） 余り質問しないでと思ったんですけども、2番赤間ですが。

まず副町長、副町長は土木技術者としてずっと長いこと経験されておるから、私そういう経験を踏まえてお話しさせてもらえれば、当然水道事業所さんでこれ設計コンサルか何かに発注して出たものをもって、再積算をかけて発注してきているんですね。そうすると、全体的な地形・地勢を見て、あるいは先ほどいみじくも言われました海膨れ等、そういったものを想定されてこの大きさと排水勾配をもって描いているんじゃないでしょうか。そうした場合に、当然住環境対策のことも念頭に置きながら、この排水計画は描かれなければいけないんじゃないかなと思うんですけども、どうなんですかね。その辺は、庁内でやっぱり関係課で確認し合っては臨んでいるんでしょうね。どうですか。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 技術的に知っているから、悩むところでもあるということで、そしてこの場所だけではないわけですね。町内全部、30センチメートル、40センチメートル下がっ

ているわけです。全体的な見方をしていかなくちゃいけない。そういう中で、このエリアについてはちょっと昔から申請とかいろいろ、ちょっと別なところで、そういうエリアでもあるなということです。

正直に言いまして、私この図面見たの2カ月前であります。でき上がって、総務課長しか見ていない。まあ、ものでき上がってからのちょっと話だったので、それもありましてちょっと水道事業所のほうでこの計画についてどうなっているということを聞いたところがあって、先ほど今野議員さんも触れました、ここは道路とかの課題ありますよねと。あと、ほかの水のエリアもありますねというところがありましたので、それで先ほどそういう話をさせていただいた。私としては、昔からいろいろな課題のあるエリアですねと、あと水たまりのエリアですね。ちょっと、これまた別のエリアもありますので、これは蛇ヶ崎でないな。碓田…蛇ヶ崎でしたっけ。そういうエリアでも、ちょっと水の取り込みも考えています。

そういうことで、全体を面的に考えなくちゃいけないというところでは、こっちも認識しておりますので、道路だけ今ぼんということは、今前向きに検討するという、今すぐするというではないということです。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） これで終わりにしますけれども、やはりこういうものを発注するというからは、町の事業として地域に入って説明されると思うんです。発注する前に工事を予定してお話するのも結構かと思うんです。そうすると、地元の状況っていうのもっと住んでおられる方からいろいろなご意見もいただきながら、設計積算に当たって工事積算のほうに向けて発注していけるんじゃないかと思うのね。かねてから「ここはこういう場所だから」と、ある程度予測しておきながらも、「先行して進めさせてください」と言ったときに、なかなか地元は納得いかないんじゃないかなと思うんだけど、その辺は大丈夫ですかね。そこだけちょっと確認したいですね。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 地元につきましては、町民懇談会等々について一部説明をしているわけですが、その中でいろいろ要望がございまして、やはり「水が上がるんで、困る」ということを受けています。その関係上、何度も申しますが設計しまして、うちの町ですと1時間47.5ミリメートル、まあ48ミリメートルですか、その全体計画を立てて、その中でできる部分ということで今回設計いたしまして、十分これで間に合うという設計が上がったので発注しているということでございます。それ以上雨が降ると、町の全体計画がち

よっとずれていくという形です。

ただ、どうしても補助基準というものがございますので、それに対応したということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 補助基準で時間降水量四十七点何ミリメートルという下水道法の、河川法の適用じゃない、下水道のルールでもっての積算でもって集水面積をはかり、流下能力を想定しながらそういう積算でもってこういった設計をされたと思いますね。

ただ、現況が既にそういったものを内包しているということと、近年の雨の降り方ですね。そういったものをもう十分身をもって経験されていると思うんですね。そういった安全浸水というんですかね、それをどれくらい想定されて地元の方に説明できるかということになっていくと思うんですね。そういったことを念頭に置きながら、発注に及んでいますかということをお聞きしたかったです。その辺ちょっと、私にはなかなかわかるように説明いただけないんじゃないかなと思っているから、聞いているんですよ。どうでしょうか。

○議長（片山正弘君） 櫻井水道事業所長。

○水道事業所長（櫻井一夫君） 先ほど47.5ミリメートルといったのは、7年確率ということなので、7年確率ということで全ての雨水関係の施設は設計してございます。これに基づいて、いろいろ復旧・復興事業をやっているわけでございます。ただ、今蛇ヶ崎確かにございますので、蛇ヶ崎の選択肢としましては地盤のかさ上げ、地盤というか道路かさ上げ、そこを振らずに道路をかさ上げる方法、それかポンプを増強する方法ということで、うちのほうは水路を直してポンプを増強したほうがより安全に働くということで、そちらを選択してやったということでございます。

○議長（片山正弘君） 赤間議員。

○2番（赤間幸夫君） 蛇ヶ崎のポンプの矯正排除でもって、そういった海膨れ状態、いわゆる低気圧等、集中豪雨等に対しての対処を見ているということでの地元説明をなされるという理解でいいですね。以上ですけれども、はい。

○議長（片山正弘君） 他にございますか。

○10番（色川晴夫君） ちょっといいですかね、もう一回。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） やっぱりね、今の答弁ずっと聞いていますと、もうあそこは皆さんご承知のとおり何かあった場合必ず冠水するんですよ。何回もです。本当に、ことしもあったで

しょう。あそこは、もうずっと水上がってきているんですよ。そこで、今回ご質問あるように、こういう心配がされているとわかっている状況の中で、今回のこの工事なんです。ありがたいんです。しかし、もう地盤沈下が30センチメートル、40センチメートルとわかっている。そういう中で、この工事のボックスカルバートが埋められるとなつて、今度は必ずあそこ現状で水が上がっている状況は皆さんわかりますから、今回そういうふうに「どうなるんでしょうかね」って、必ず地元の人のご心配があるんですよ。今回は、そのように説明すると思うんです、今中條さんが言うように。しかし、それが納得されるかどうかなんです。仮に大雨降った場合、またあそこが冠水したと、その場合「何だ」と、このようになることが必定でないかなと思うんですよ。

だから、今回この工事、ほかのところは地盤沈下しても躯体の工事が入れないと。そういうことで、今回は違うんですよ。最初からわかっている状況の中で、このボックスカルバートの雨水の工事、やっていただくんです。だから、あわせて道路もどのくらい安全なのかということも計算しながら、それを含めての工事をやっていただければという今野さんと赤間さんの質問なんです。そういうことを、わかっていたきたい。地元の人も、当然それを望んでいるわけですよ。そういう中で、どうでしょうかね。もう一回再調査というようなことはできませんか。せつかくやるんですよ。今後検討するということなんですけれども、検討したって何年先になるかわからないわけですよ。その辺を含めて答弁お願いします。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 私の説明、ちょっと不足もあるかもしれませんが、ここの箇所だけが二、三十センチメートル下がったのではないということは、ご理解まず、ということがあります。それで、今説明で「道路を上げてワンセット」ということで今お話ありますけれども、私たちは道路の地盤沈下は全体、町内全部下がっているわけです。そういう中でこのエリアも下がっていますよ。あと雨水ですね、このエリア。駅前も含めて、全体的な雨水対策もあります。そういうことで、まず地盤を上げるといいますけれども、上げるのに「計算して」というお話ありましたけれども、基本的にここ多分プラス、ちょっと基準の数値で言います。プラス1.0メートルします。海は満潮でプラス1.6メートルになります、満潮で。普通の状態ということす。

ですから、松島町はもともと昔の役場前でプラス、数字で言いますと1.2くらいと、もう海のほうがもともと高い状態であります。そこは、ちょっとご理解いただきたいと思います。この場所も、多分高さにしたらプラス1メートルもないのかなという気がします。零点何ぼ

とかという話。だから、そういう面で逆に言うと水処理を強化しなくちゃいけないねというのが、町の基本的な考え。もともと海より低いから、ポンプの排水、強制排水に力を入れて頑張らなくちゃいけないねというエリアであるということも、ひとつご理解いただければなというふうに思います。

ちょっと、全体の道路を上げるというのは、今ここで宅盤のこともありますけれども、なかなか難しい。道路を上げて、宅盤下がっていると意味ないところもありますので、全体的に強制排水のところを少し強化していきたいというふうに考えております。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第143号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立多数です。よって、議案第143号工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

ここで若干休憩に入りたいと思います。3時50分まで休憩に入ります。

午後 3時37分 休 憩

午後 3時50分 再 開

○議長（片山正弘君） 再開いたします。

日程第18 議案第144号 平成27年度松島町一般会計補正予算（第5号）について

○議長（片山正弘君） 日程第18、議案第144号平成27年度松島町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。10番色川議員。

○10番（色川晴夫君） 質問させていただきたいと思います。

まず、こちらの提案理由書のほうの9ページから10ページ4項1目選挙管理費、今度は18歳まで引き下げますよ、18歳から選挙権になりますよというようなことでありますね。これについて、今回システムの改修業務だというようなことであります。今回18歳になるということになりますと、今の18歳、また今の17歳、大体どのくらい人数ふえるのかなというようなことで、まずお聞きしたいと思います。

○議長（片山正弘君） 伊藤選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（伊藤政宏君） それでは、18歳選挙年齢の引き下げに係ります11月末現在でございますけれども、17歳が120人であります。それから18歳が122人、19歳が123人、合計で365人になっております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） まあそのぐらい365人、3歳になると365人というふうになるわけありますので、私たちも選挙が再来年になりますから、そういうことになると何人ふえるかなということなので、一応そういうふうにしてシステム業務の改修になるということになりますので、この辺はわかりました。

それから、その下3項民生費になりますけれども、この障害福祉費なんですけれども、ずっと読んでいきますと自立支援費は1,910万4,000円が負担金として今度出ていくわけでしょう。提案理由としては、今年度実績見込みに伴う云々かんぬんというふうになりますよね。これからどのくらい支出が見込まれるのかということなんです。そういうことで、おわかりであれば示してください。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） この障害福祉費の自立支援給付費につきましては、これは増額になるということで今回補正をさせていただくんですが、この要因につきましてちょっとご説明させていただきます。

今町内にある松の実なんです、松の実がことしからB型施設にプラス今度は生活介護を今年度から開始いたしました。それによって、その生活介護にかかる分の給付費、そしてまた町内にあるA型事業所がこのほどふえまして、一つは昔の地主家具店のところで1カ所、そしてまた一小の向かいの不動院さんでやっている事業所、そういったA型施設がふえた要因がありまして、そこにお世話になっている障害の方がふえたということで、この1,910万4,000円を今回補正をさせていただくということになります。総額では、大体ここにある2億

6,000万円あたりの給付費ということで、それに係る補正ということになります。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） このように、今回A型・B型というようなことありますけれども、こういうのは年々増加傾向にあるのかなど。今後わかんないけれども、大体来年あたりはどのくらいの見込みとか何かというのは、わかりますかね。

○議長（片山正弘君） 阿部町民福祉課長。

○町民福祉課長（阿部利夫君） 自立支援法が平成25年度に施行されまして、そのために町においても相談業務の充実というふうなもので位置づけられました。その中で、これまで役場の中でも周知などを図っていたんですが、そのサービス事業については。そういったところで、改めまして今年度からその事業所を指定いたしまして、専門にその方々に町内動いていただいております。そういう中でそのサービス、一つでもその障害の方が日常生活の向上、そして社会の中での働き場の場というか、そういったものを開拓していくというもので、相談事業も充実させてきているということです。

そういう中で、今回このように伸びた金額は、来年度においてもこのままというか、この伸びた金額くらいは推移するだろうというふうには予測はしています。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） わかりました。こういう町民福祉関係の場合は、年々年々高齢者もふえ、こういう方がどんどんふえてきますので、予算は本当にふえてくると思うんですけども、しっかり対応していただきたいと思います。

それから次のページ、12ページの6款農林水産業、この松くい虫なんですよ。提案理由書、伐倒の駆除量を上回ったことにより増、ナラ枯れ被害云々かんぬん、今度は大沢平、双観山周辺、あの辺にもナラ枯れが確認されたということでございまして、予算書見ますと松くい虫の補助金が263万2,000円減額であります。そして、また12ページは753万9,000円の増額補正と、こういうふうになっているわけでしょう。補助金の収入が減って、そして補正がプラスになった、こういうことは、この増額の原因というのはもちろんこの伐倒駆除が上回ったことによって増額になっているわけでしょう。県の収入が減っていると、そういうことはどういう関係なんですか。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） まず歳入につきまして、当初予算におきまして松くい虫の伐倒駆除に関しましては1,200万円の予算を見て、その70%という計算のもとで840万円の補助金と

して当初予算を組ませていただきました。その後、県のほうの配分査定等がございまして、大変1,200万円がそのまま事業費として見られず、824万円が松島町の伐倒駆除の算定額と見られ、これの70%で計算をされました。それに伴いまして、576万8,000円が伐倒駆除に対する補助金という形で、おおむね通知をいただいたところでした。その後、追加配分等があるかなということでちょっと様子を見ていたんですけれども、県におきまして追加配分はないということで、今年度の伐倒駆除の補助金に関しましては今回263万2,000円減という形になりましたけれども、ほぼこの額に決定をしたということで、今回歳入のほうは減額の補正を出させていただきます。

一方、歳出のほうにつきましては、夏以降松くい虫の被害が大変目立っておりまして、何度も指摘をいただいているところではあったんですけれども、調査等を進めている中でどうしても今年度の予算の中で対応が難しいと。大体材積で220立米、本数にしますと大体132本ほど予算より上回る松くい虫の被害が確認できたということで、今回補助金は大変残念ながらつかない状況ではあるんですけれども、早急な対応が必要ということで、今回補正のほう上げさせていただいております。

また、ナラ枯れにつきましても、当初3本のナラ枯れ分を予定をしておりましたけれども、大沢平の付近でこれも調査の中で22本が新たに確認ができたということで、今年度のナラ枯れの被害木に関しましては25本を対応しなきゃいけないということで、こちらの分も今回の補正のほうに入っております、今回753万9,000円でしたかね、そちらナラ枯れ分と、それから松くい虫の分という形で上げさせていただいております。

また、ナラ枯れに関しましては補助メニューが違いまして、里山林健全化事業補助金という形になっておりまして、メニューが違います。こちらのナラ枯れのほうに関しましては、100%補助が入ってくるものですから、今回に関しましては伐倒駆除の分は補助がないということではありますけれども、早急な対応が必要ということで今回の補正に上げさせていただいております。以上です。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） ありがとうございます。70%の予算しか見られないというようなことで、非常に残念なんです。今課長言われるように、予算よりも132本上回っていると。もう、今やもつともつと、もう見る限りどンドンどンドンふえていくと。もう、議員の控室の中でも本当に松くい虫の話はよく出るわけですよ。皆さんもよく国道を走れば、もう「ここも」「ここも」「ここも」というようなことでよくご存じだと思います。今回は753万9,000円一

般会計から、大変財政厳しい中からまたこうやって出すと。それで、片や県のほうからは70%しか見られないんだと。そういうようなことも含めながら、どうか町長頑張っていたいているとは思うんですね。そういう中で、やっぱり松島のこの松くい虫、いろいろなお願いごとあると思うんですけれども、この状況をやはり県のほうもよくわかっているとは思っています。そういう中で、こういう減額ということじゃなくて、やはり増額を求めて折衝していただければなということをおもいますけれども、いかがでしょうか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） 松くい虫については、議員さん方からいろいろお話しされていて、私もそう思っていて、大変ひどいなということは熟知していました。知事とお会いしたときに、「松くい虫、大変ひどい」ということで、知事も松島湾を船で見たということであり、確定ではありませんけれども、今議会中であり、県のほうは、知事の話ですと、きょう補正のほうの予算の総括を受けるんだという話ですから、きょう多分やっているんだと思いますけれども、一応情報としてもらっていたのはできれば1億円くらい考えたいという話は聞いていましたけれども、実際財政のほうに行って資料的に見ますと少し削られたと。でも、一応県とすれば思い切って補正を組んでくれたんだろうということで、今私の手持ちで来ているのは7,824万6,000円、県のほうで今、県議会のほうに提案しているということがあります。

その内容は伐倒駆除で、これは現地集積、それから今度ヘリコプターも含むんだそうですけれども、1,200本。それから樹幹注入で1,200本ずつ考えると。伐倒駆除に関しては、事業市町に関しては松島町と東松島を考えたい。松島町は、その分の95%は松島町にやりたいという話を受けています。予算的には6,269万4,000円と聞いています。それから樹幹注入1,200本については、これは事業比率とすれば松島町100%で1,200本やりたいということでもありますから、そういった中身で補正を組んでくれていると。ですから、今の補正ですから年明けになったらどんどん進めてもらうように、今度は事業を進めてもらうようお願いをしていきたい。

また、これで全てよしじゃありませんので、今後またこういったこともお願いをして、この間担当のほうで松くい虫のことでちょっと県のほうにお伺いしたときに、石巻の市長のほうからは「やはり国のほうの対応も考えてもらわないとだめだ」という話も出たようなことも聞いておりますので、これは沿岸部は宮城県内で松島湾を囲む3市3町のことでもありますから、そういった中でまたいろいろ求めていきたいというふうに思います。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 県議会で、今町長言われるように松島分が6,200万円、そういうこと。本当にこれ、予防に6,200万円使うんだというんだったらいいんですね。ところが反対で、被害木を処理すると。松島は、その分町の木なくなるということですから、そういうことが非常に残念。普通だったら、反対にやっていただければ松が守られるというようなことで、でもここまで県が取り組んでいただけるということは、非常にありがたい。ここからふえないように、来年はこの防除も含めながら町長、ひとつ県のほうにも国のほうにも今言われたように、東松島含めて松島湾一帯を含めながらの国なり県なりのほうに陳情をよろしく願いしたいなど、このように思います。

それから13ページ、次の商工費、この説明書には「西行戻しの松」、富山トイレに伴う文化財の協議において仕様変更が必要になったと、文化財協議ね。どこをどのように文化財協議に変更になったのか、説明してください。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） まず、文化財協議に基づきまして変更になったものにつきましては、富山観音のトイレです。まずガルバリウム鋼板の屋根が本瓦ぶきに変更、それから大仰寺の外見に合わせた生け垣の設置を要望されておりまして、その生け垣をつくるというのが主な富山観音のほうの増額の理由になっております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それは、文章を見ると西行戻しの松の部分もあわせてと、こういうふうになるわけだから、西行戻しの部分も私この文化財の協議あったのかなと、こう勘違いしたんで、富山の部分は説明受けましたね。そういう中で、わかりました。

それから、4ページの収入の部分でこの「みやぎ路」、商工の県の補助金が251万7,000円が減額されたんですね。「みやぎ路観光云々」というところの補助金が。何で補助金が減額されたんでしょうかね。4ページ。

○議長（片山正弘君） 阿部産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） この減額につきましては、2,000万円以上の事業で補助率2分の1、ですから1,000万円の歳入という形で見ておりました。ただ、この「みやぎ路観光」、宮城県市町村総合補助金の中の一つのメニューという形で、この「みやぎ路」を使って富山観音の整備を行うということになっておりましたけれども、市町村総合補助金が松島町に交付される額というのも枠が決まっております、今回調整という形で富山観音に当たる予算

につきましては1,000万円予定をしたんですけれども、251万7,000円の減という形で交付金を充てる部分についてはこの額が減になったということになります。

○10番（色川晴夫君） わかりました、了解。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それから、この主要事業説明書の中で今度は霞ヶ浦の道路ということになりますけれども、ここもいいんですよ。ここにA3判の資料、3カ所部分があります。

（1）は利府街道長老坂からパノラマのほうまで西行戻しまでの途中までの、これは歩道の部分ということで、これはしっかりとやっていただければいいと思います。（3）番ですね、この今霞ヶ浦の一望閣という上にホテルがございます。そこからずっと田町、町頭、そこまでの道路が計画されて、今回このような事業入りますよということになります。本当にありがとうございます。

そういう中で、ここは全く日影になるんですね、ご存じのとおり。そういう中で、これから工事入って全く日陰になって、冬大変ここは通行する場合、雪降った場合大変な全く解けない状況になると思いますね。そういう中で、当然除雪ということは最優先的に考えていかなければならないんですけれどもね、その辺を含めて。

それから、その一望閣からずっと行ってブリーズベイ過ぎて、今度は田町の町頭の町に入ります。あの辺の道路は6メートルということで大丈夫なんでしょうか。あれは、幅員広げるということではなくてよろしいんでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 除雪につきましては、町道ですので適切な管理をしていきたいというふうに考えております。また、急な部分につきましては、滑りどめ舗装とかそういった部分も検討していきたいというふうに考えております。

それから、現況の田町のところにつきましては、現道の幅で一応施工するということにしておりますので、その中で一応若干少ないところもありますけれども、ほぼ6メートル取れるということがありますので、その中でやっていくという考え方でございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） その辺、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

それから、（4）番目のパノラマからずっとおりにいきますと、霞ヶ浦の地区のところが入ります。今回これがこの震災、避難道路ということで何回もここも行っておりますけれども、JRとの協議ですね、その辺の協議はどのような話し合いが進められているのか。というこ

とは、下水道の問題もここ絡まるわけですよ、今回は別にして。そういうことで、松島町がJRに対してはこの復興の避難道路とそれから下水のかかわりがあるということもあるんで、その辺どのようになっているのかということをお聞きします。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） JRとの協議につきましては、この箇所だけでなく大変踏切とか橋梁とかいろいろな形で一応協議をさせていただいておりますけれども、なかなか進展しないといった部分がございます。ちょっと時間かかるだろうなというふうに考えております。今回の補正につきましては、踏切部分についてはちょっと除いてということで一応基本的に考えておまして、それはちょっと後回しなんだろうというふうに考えております。あと、下水のほうはちょっと聞きましたけれども、一応「今調査中」ということで、まだ答えは出ていないということがございます。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今JRとの進展はないんだよと、非常に苦勞して折衝していると思うんです。よくここまでもってきていただいたのと、ここまでは来たんだけど、今度は次踏切の部分はどうなんだということが、やっぱりここまで来るともう住民の人は先ほど言ったように「この先どうなんだ」「この先どうなんだ」と、せっかくの工事ですから、そのように性急的に聞かれるわけですよ。もう課長なんかも行ったら、そっちの話に集中していくと思うんですね、今度話。まずそういう中で、当面どのくらい考えてスパン、もう一生懸命やっているのはわかるんですよ。どのくらい目安に考えていただいたほうがいいでしょうかね。

○議長（片山正弘君） 中西建設課長。

○建設課長（中西 傳君） 踏切につきましては難しいですね、大変ね、時間はかかると。本当に3年から5年かかるんじゃないかというふうなことで、JRさんの実情、各市町村やっぱりいっぱいあるわけですね。各市町村1個ずつというのと、「松島町さんどこから優先順位でやるんですか」という話になってくると、6カ所か7カ所あるわけですから、6年も7年もかかるというわけにはいかないでしょうという話はしているんですけれども、できるだけ早く一応やっていただきたいということで、この間も町長さんと一緒に行っていただいております。何とかはなるだろうという気持ちはありますけれども、時間はただかかるだろうなというふうには考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今言われるように4年も5年も6年もと言われると、「この事業は平成

32年までだ、だからまだ時間あるよ」と言われればそれまでなんですけれども、そういう中で本当にせつかくのこの一大事業です。あの地区の人が見たら、こんなことは夢にも思っていなかったことが、皆さんの努力によって実現するんですからね。本当に、よろしく願いはしたいなと、こう思っております。

それから、「西行戻しの松」のことですね。今回「西行戻しの松」の事業入っていましたっけ。3番ね、3番見ると、ちょっと質問します。ここのところ、写真が左右に分かれていますね。右側の写真、①番②番③番とあります。この②番見ると、ずっと行くとあずまやあるわけ。これが撤去になるというようなことで、かなり古くなったということで撤去するのかなと。そこまで行くのにも、大変古くなっておるんで、環境整備をしながらやっていると、そういうことでわかるんですね。

じゃあ、一番このあずまや撤去した後のあそこの展望台は、どのような環境整備を考えているんですかね。

○議長（片山正弘君） 産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） あずまや撤去した跡につきましては、再度あずまやをということではなくて、ベンチ等を置いて、ちょっと座って眺めるという程度のものをと考えておりますので、もう一度あずまやを設置するということではございません。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） あそこは、皆さんも行ってわかるかなと思うんですが非常に景色のいいところで、天気予報とかマスコミで、よく報道はあそこでよく写真撮る。あと、白衣観音から撮るというスポットの一つなんですね。そういうことでベンチつくられるということなんで、あそこは管理状況、あのままベンチつくっても風雨にさらされて、どのようなベンチをつくるのかわかりませんが、雨風に耐えられるそういうものが当然考えられると思うんですけれどもね。その辺含めての環境整備を、よろしく願いしたいと思います。

それからそこまで行く、そのあずまやまで行くあの道路は、よく私も昔小っちゃな車だったらあそこまで通れたんですよ、ずっとね。よく若い二人も、あそこにずっと中に入っていく方も見受けられたと私思っているんですけれども、その辺中に今度は入れる、どうするんですかね。この2番目の通路、ずっと中に入れるんです、小さい車だと。そういうことの検討は、どうなるのかなと。

○議長（片山正弘君） 産業観光課長。

○産業観光課長（阿部礼子君） この南側まで、こちらに関しましては車で入るということはお

遠慮いただくような形でいきたいなど、ゆっくりと歩いて景観であったり桜であったりという形で考えていきたいなと思っております。そこで車どめ、ちょうど真ん中辺あたりになりますけれども、ちょうど車どめをこのところに設置をして、車が入らないようにと考えております。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） それからあその道路、「西行戻しの松」の道路、この赤くなっているところ今度工事なんですけれども、その下この駐車場からこの赤くなっているところまで、白衣観音の上までかなり道路傷んでいます、今。課長行ってわかると思います。かなりでこぼこなっています。その辺の対策もとっていただきたい。それから当然上がる道路、白衣観音まで上がる道路も非常に悪いから、こうやって今度工事入ると思いますけれども、そこまで行く道路も非常に悪いです。そういう中で、もう一回見てください。非常に悪いでしょう、こここのところ、こう、今度新しい駐車場できたところからね。白衣観音の下の道路、ああ、やるね。失礼しました。いいです。

それから最後、この今のパノラマハウスの裏に山手ありますね。今度は、側溝のふたがけをやるという工事ですね、これ。そして両端、特に左側、トイレ側の一番上がり口ありますね、擬木使っているところの階段。そここのところの手前で工事ストップになっているんですね、赤いの。そこからまた側溝あるんですよ、ずっと。側溝あるでしょう、ないですか。上がり口まで側溝あると思うんです、擬木のところの。その工事は今回入らないみたいなんですけれども、この辺までふたがけをしていただければ。木とか何かの落ち葉が、その辺にいっぱいたまらんじゃないかと思うんですよ。だったらここまで、途中までやっているんだったら最後まで、登り口までふたがけやったほうがいいんじゃないかなと。このあと左右、こっちもです。「西行戻しの松」側、ここから道路あるからいいですね。まず、トイレ側ですね。そのようなことを考えたらどうなのかなと思いますけれども、どうなんですか。

○議長（片山正弘君） 町長。

○町長（櫻井公一君） これ、担当から話来たときちょっと内容わからなかったんで、正直現場見にいきまして、あずまや等々ずっと見させていただいて、ぐるっと見てきました。正直言って、一番最初「西行戻しの松」のほうに上がっていくところはまず別としまして、トイレ側のほう、U字溝にふたかけるというところ、逆に担当に「このU字溝に本当にふたかけていいのか。誰あと掃除するか」という話もしたんですけれども、あそこに例えば夜暗いとき、足踏み入れてけがされても困るという話もあったんで、しょうがないかなと。ただ、

「ああいうところにふたかけると、あとあと掃除するときは大変なのにな」と思いながらも話は聞いておりました。

一応、ここの「西行戻しの松」側から右側の山側のほうについては、これでふたは全部かかるはずなんです。今議員が言っているのはトイレ側の赤く塗られているところなんですね。この辺については、ちょっと私現場見ていないので、現地確認しながらあれしますけれども、一応安全上そういうふうにするということなので、ここだけはちょっと確認させてください。

○10番（色川晴夫君） わかりました。

○議長（片山正弘君） 色川議員。

○10番（色川晴夫君） 今町長言われるように、まさにその両面あるんですよ。あそこは特に赤土なんですよ、あの山全体が。ですから、すぐに崩れてくるんです、どんどんどんどん。それからご承知のとおり桜の木ですから、落ち葉がすごいですよね。まずそういうことで、側溝ふたなければすぐに側溝上げられるということなんで、今回は今夜間とかそういう踏み外したときの対策のためにこれをやるということなんで、せっかくやるんでしたらトイレ側からずっと下のほうまで、側溝のある部分まで私はおろすべきではないかなと思うんです。せっかくだったら全部ふたがけすると、そのほうがいいんじゃないのかなと思いますけれども、担当者が「いや、違うよ。別な考え方があるよ」というんだったら、それはいたし方がないんですけれども。その辺、再度検討していただきたいということで、私の質問を終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 14ページ9款4目避難施設管理費の賞味期限の切れる備品の件でございしますが、これは大体何食分を予定されているのでしょうか。それと、今後の購入計画はどのようになっているのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 今回補正させていただきます購入品目ですけれども、アルファ米、こちら1,500食、あとビスケット1,500食、あと飲料水、こちら500ミリリットルですね、1,200本ということでの購入計画をしております。

また、今後備蓄倉庫に備蓄品をどのように入れていくかというお話ですけれども、5カ年計画で平成28年度のお話を申しますと食料品、あと衛生品ですね、それを150万円程度の購入費用を予定しております、あとはその他の購入備品、そちらを50万円ということで、年間200万円程度のものを5年間で購入していこうかなという計画でおります。以上でございます。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） じゃあ大体年間200万円ずつ、そういうふうには繰り返し、繰り返しやっ
ていくというふうなことでよろしいですね。

では、現在も賞味期限が多分2月に切れると思うんですけれども、それをどのように今度使
うかということなんですけれども、その計画というのはどうなっているんでしょうか、お
聞かせください。

○議長（片山正弘君） 赤間危機管理監。

○危機管理監兼環境防災班長（赤間隆之君） 新たに購入しました備蓄品を入れますと、賞味期
限が切れるものがございますので、切れる1カ月くらい前をめどに、地区の防災組織等がも
しご使用であればそちらのほうに配布いたしまして、あとは利用が必要という団体にお話を
伺いまして、配布のほうを検討していきたいと思っております。

○議長（片山正弘君） 櫻井議員。

○3番（櫻井 靖君） もう2月に切れるものですから、なるべく早めに購入してもらって、そ
して入れかえを早くしてもらって、そういうふうな計画を早くしてもらえば使い道があるの
かなと。もう、すぐ1週間、2週間で切れるというふうになってしまうと使い物にならな
くなりますので、1月中にはなにかそういうふうなことをやりますよというふうなことを通知
するなり何なりぜひしていただいて、無駄のないように、そういうふうなものが有効利用さ
れるようにしていただきますようお願いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。今野議員。

○8番（今野 章君） ほとんど聞いていただいたので、一つだけお聞きをします。

事項別明細書17ページの給与費の明細関係なんですが、時間外勤務手当が254万円ほど増額
と、こういうことになっていまして、主にどういうことがこういう補正額になったか、その
要因についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 年度末の処理に要する費用が計上されておりまして、各課それぞれ
時間外勤務手当の請求がありました。そんな中で、主なものを申し上げさせていただきます。

例えば、10ページ社会福祉費ですが、社会福祉総務費ですが児童館・子育てに関する時間外、
それから老人福祉、11ページですね、こちらについては調定の整理をしたいという要望があ
りました。それから、12ページ保健衛生総務費ですが、実績報告書の作成ということでござ
います。それから、13ページの土木費でございますが、復興道路維持、用地交渉、この辺に

関する要求でございました。それから、14ページ社会教育費でございますが、報告書作成。それから、15ページの災害復旧費でございますが、こちらも用地交渉に要する経費ということで請求がありました。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） 全体で補正前から約10%ですか、くらいふえているということで、大変な増額というふうに私は言えるのではないかなというふうに思うんですね。いろいろ報告やら、用地交渉などというのは時間がかかるのはわかるわけですが、報告書あるいは実績等の作成、こういうものについては本来当初でもある程度見込める内容なのかなというふうな気もするんですが、そういう点で本当に必要な部分になっているのかどうかですね。その辺の検証はなされたんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 亀井総務課長。

○総務課長（亀井 純君） 当然させていただきました。各課から請求あったもの、そのまま補正予算化したものではございませんで、私どもとしてはある程度「これはこのくらいでいいだろう」というようなことで査定はさせていただきました。そのときに、今今野議員おっしゃったように「当初になぜにここまで見込めなかったか」ということで、仕方なしにこのところはこのくらい見込みましょうということで、10%ほどの時間外について提案させていただいているということでございます。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） ちょっと時間外から離れますけれども、大体11月、12月という人事院勧告の給与関係の実施がされるわけですが、今回補正でもありませんでしたし、臨時議会もなく人勧の関係の給与の引き上げ・引き下げということはなかったわけですが、本町においてはその辺は、この人勧の実施ということについてはどんなふうにお考えなんでしょうか。

○議長（片山正弘君） 副町長。

○副町長（熊谷清一君） 確かに今言われたように、臨時国会も結果的になかった。多分あれば、多分人勧としてそういうのが我々のほうに周知来たかなと。内容的には、所期にマイナス方向でなくプラス方向という内容のようではありますが、今の国の状況を見ると年明けからの通常国会のほうに提案されるんじゃないかということで、その内容は確かにプラス方向であるということで、どちらかというところ町条例を上げて遡及する形、そういう形に今後なっていくのではないかと。この辺、取り扱いについて県内ちょっといろいろと聞き取りかけ

て、他の市町村も内容的にそういうことなので、国の国会をってから対応という形で県内一斉に動くのではないかと。松島町も、そのように取り計らっていきたいというふうを考えております。

○議長（片山正弘君） 今野議員。

○8番（今野 章君） わかりました。あとは一般質問等で、いろいろ職員の皆さんの厚生関係は質問される方もおられるようなのでお聞きしませんが、人勧のほうはやっぱり松島町決して高い給与ではないと思っていますので、その辺も十分に推しはかかっていただいていたければというふうに思います。終わります。

○議長（片山正弘君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第144号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第144号平成27年度松島町一般会計補正予算（第5号）については原案のとおり可決されました。

日程19に入るわけではありますが、ここで若干の時間の延長もあり得るということをお含みしていただきたいと思います。

日程第19 議案第145号 平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（片山正弘君） 日程第19、議案第145号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第145号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第145号平成27年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第146号 平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（片山正弘君） 日程第20、議案第146号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第146号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第146号平成27年度松島町介護保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第147号 平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（片山正弘君） 日程第21、議案第147号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第147号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第147号平成27年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第148号 平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）
について

○議長（片山正弘君） 日程第22、議案第148号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第148号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議案第148号平成27年度松島町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第23 議員提案第6号 松島町議会会議規則の一部改正について

○議長（片山正弘君） 日程第23、議員提案第6号松島町議会会議規則の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（片山正弘君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議員提案第6号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（片山正弘君） 起立全員です。よって、議員提案第6号松島町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会いたします。

再開は、15日午前10時です。

大変ご苦労さまでした。

午後4時38分 散 会